

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認大阪地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	24 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	14 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	48 件
国民年金関係	17 件
厚生年金関係	31 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から43年3月まで

私は、昭和44年の秋ごろに、自宅に来た集金人を通じて国民年金の加入手続を行うとともに、その集金人から、今なら36年4月にさかのぼって月額100円で国民年金保険料を納付することができると聞き、未納となっていた過去の保険料を何回かに分けてそれぞれまとめて納付した記憶がある。

私は、申立期間の保険料について、当初集金人から自身の納付書のみを受領したので私の保険料を先に納付し、その後、夫の納付書を手に入れたため、後から夫の保険料を納付した記憶がある。

申立期間について、私の保険料のみ未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、昭和36年4月から60歳に到達するまでの間、国民年金被保険者期間の国民年金保険料を完納している上、申立人が保険料を納付していた申立人の夫も国民年金の加入可能月数360月の保険料を納付しており、申立人の保険料の納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和43年9月ごろに払い出されているところ、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿を見ると、申立期間直後の同年4月以降の保険料は現年度納付されている上、申立期間直前の40年4月から41年3月までの保険料が44年6月に、36年4月から40年3月までの保険料が44年10月にそれぞれさかのぼって過年度納付されていることが確認できる。これについて、同市が保管する複数の別人の被保険者名簿にも同年ごろに同様の納付が行われていた記録があり、当時、同市では、未納保険料の納付督促などがなされていたことが推認され、申立人の陳述と符合する。

さらに、当該過年度納付を行った時点において、申立期間の保険料は過年度納付が可能であった上、申立人が一緒に夫婦二人分を納付していたとする夫の保険料が納付済みで、申立人の分のみが未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月から49年3月まで

私は、昭和48年1月ごろ、A市役所で夫婦二人分の国民健康保険及び国民年金の加入手続を行い、その際、申立期間のうち、同年1月の国民年金保険料を市役所内の金融機関の窓口で納付したと思う。同年2月及び同年3月の保険料の納付方法の記憶は無いが、その後、1年分の保険料の納付書が束になって送られてきたので、私は、夫婦二人分の保険料を、毎月、定期的に金融機関の窓口で納付しており、申立期間の保険料も同様に納付していた。

夫が病気で倒れた時なので、加入した時期を覚えている上、私の国民年金手帳の資格取得日の欄に昭和48年1月21日と記載されており、申立期間の保険料を納付したはずなので、もっとよく調べてほしい。

### 第3 委員会判断の理由

申立期間のうち、昭和49年1月から同年3月までの期間について、申立人の所持する国民年金手帳の発行日は同年4月30日付けと記載されている上、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号の前後の手帳記号番号で払い出された被保険者の資格取得日から、同年4月ごろに夫婦一緒に国民年金の加入手続が行われたことが推認される。

また、申立人が国民年金保険料を納付していた申立人の夫は、申立期間のうち、昭和49年1月から同年3月までの保険料を現年度納付していることが確認でき、夫婦一緒に国民年金の加入手続を行った申立人が、夫の保険料のみ納付し、申立人の保険料が未納とされていることは不自然である。

一方、申立期間のうち、昭和48年1月から同年12月までの期間について、申立人は、同年1月ごろに、夫婦二人分の加入手続を行い、申立期間のうち、

当該期間の保険料を夫の保険料と一緒に納付していたと申し立てている。

しかし、上述のとおり、申立人及びその夫の国民年金の加入手続は、昭和49年4月ごろに行われたことが推認されるどころ、この国民年金手帳記号番号を使用して、申立期間のうち、48年1月から同年3月までの期間の保険料は、現年度納付できず、申立人の陳述と符合しない。

また、申立人の夫も、申立期間のうち、昭和48年1月から同年12月までの保険料は未納と記録されている上、申立人は、当時、保険料をまとめてさかのぼって納付した記憶は無いとしている。

さらに、申立人に係る複数の氏名別読みによる検索及び申立期間に申立人が居住していた住所地を管轄する社会保険事務所（当時）が保管する国民年金手帳記号番号払出簿の内容の調査、確認をしたが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間のうち、昭和48年1月から同年12月までの保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月から47年3月まで

昭和47年\*月に亡くなった母が、私の退職後に私の国民年金の加入手続と国民年金保険料の納付をしてくれていたと思う。

私は、申立期間のころ、数回、母に頼まれて、近所の金融機関に保険料を納付に行った記憶があり、母は、申立期間の私の国民年金保険料を母の分と一緒に、同金融機関で納付してくれていたと思う。

申立期間の保険料は、母が納付していると思うので、もう一度よく調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金被保険者期間に未納は無い上、申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親は、国民年金制度が開始された昭和36年4月から47年\*月の死亡月まで自身の保険料を完納しており、保険料の納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和45年7月1日付けで払い出されており、申立期間の保険料を納付することは可能であり、手帳記号番号の払出日から、申立人の母親は、申立人の国民年金への種別変更手続を適切に行っていたことが推認され、申立期間の母親の保険料は納付済みであるにも関わらず、主に母親が保険料を納付していたとする申立人の申立期間の保険料が未納とされていることは不自然である。

さらに、A市では昭和42年4月から、納付書による保険料収納を行っていたとしているなど申立人の記憶する当時の納付状況と符合している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで  
② 昭和39年4月から40年3月まで

私の国民年金の加入手続は、勤務先の店主が加入手続をしてくれ、申立期間①の国民年金保険料を納付してくれていた。当時、私の給料から保険料として100円が天引きされていたことを覚えている。

私は、昭和39年2月にA市に転居したが、国民年金の転入手続も一緒にしたと思う。申立期間②の保険料は、市役所から来た女性の集金人に納付し、その都度、年金手帳に検認印を押してもらっていた。

申立期間①の保険料は当時の店主が、申立期間②の保険料は自分でそれぞれ納付していたと思うので、納付記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和36年9月1日付けで当時の店主夫妻と連番で払い出されていることが確認でき、その店主夫妻は、申立期間①を含めてそれぞれが60歳に到達するまでの間、保険料を完納している。

また、店主の妻は、保険料の納付等は店主がしており詳細は分からないが、家族のように思っていた申立人について、一緒に加入手続をしているのなら、一緒に保険料を納付したと思うと陳述しており、店主が申立人のみ申立期間①の保険料を納付しなかったとは考え難い。

一方、申立期間②について、申立人は、昭和39年2月にA市に転居した際、同時に国民年金の住所変更手続きを行い、申立期間②の保険料を集金人に納付していたと申し立てている。

しかし、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿を見ると、申立人のB市からA市への国民年金の住所変更手続は、昭和40年5月13日付けで行われたことが確認でき、この手続が行われた時点で、申立期間②の保険料はA市で現年度納付することはできず、申立人の陳述と符合しない。

また、上述の市の名簿から、申立人は申立期間②直後の昭和40年4月からの保険料を現年度納付していることが確認できるところ、申立人は、申立期間②の保険料をA市で集金人に納付した記憶しかないとしており、申立期間②直後の保険料の納付であった可能性も否定できない。

さらに、申立人が申立期間②の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月から43年3月まで

私は、自宅に来る集金人に、夫婦二人分の保険料を一緒に納付してきたのに、申立期間は、夫が納付済みであり、私だけ未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の夫と連番で払い出されている上、保険料の納付が始まる昭和41年4月以降、申立人が厚生年金保険に加入するまでの夫婦の納付記録を見ると、申立期間を除き、一部の未納期間を含めてすべて一致していることから、基本的に夫婦一緒に夫婦二人分の保険料を納付していたものと考えられるところ、申立期間に係る夫の保険料は納付済みである。

一方、申立人の所持する国民年金手帳の印紙検認記録欄を見ると、昭和41年度及び申立期間の欄に検認印が認められず、申立人が当該年金手帳により集金人に保険料を現年度納付していたものとは考え難い。

しかしながら、当該年金手帳には、昭和41年4月から同年9月までの保険料を過年度納付した社会保険事務所(当時)の領収証書のみが貼付<sup>ちようふ</sup>されているところ、申立人のオンライン記録を見ると、領収証書の無い同年10月から42年3月までの期間を含め、昭和41年度は保険料の納付済期間となっている上、申立期間は6か月と短期間であることなどを踏まえると、申立人が申立期間の保険料を社会保険事務所の納付書により過年度納付していたものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年1月から同年3月までの国民年金保険料（付加保険料を含む）については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年1月から同年3月まで

私が昭和52年10月に結婚し、A市B区に転居する前後まで、C県D市に住む実家の母が、私の国民年金保険料を納付してくれていたもので、私は、そのころのことは分からない上、母も高齢のため、当時の納付状況について確認することもできない。

しかし、申立期間前の昭和52年10月から同年12月までの保険料を実家近くの郵便局で納付した領収証書が手元であり、申立期間後も保険料をすべて納付している。

途中の申立期間だけが未納とされているので、よく調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年9月に、当時、C県D市の実家で申立人と同居していたとする申立人の弟と連番で払い出されていることから、このころに弟と一緒に申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものと考えられ、申立人及びその弟と共に、同年4月から保険料の納付を開始し、52年3月には、当時、一緒に同居していたとする申立人の妹も含め、3人一緒に付加年金に加入し、保険料（付加保険料を含む）を納付していることなどから、申立人が結婚する前後まで保険料を納付してくれていたとする申立人の母親は、弟及び妹と一緒に申立人の保険料を納付していたものとみるのが自然である上、弟及び妹に係る申立期間は、保険料（付加保険料を含む）を納付済みである。

また、結婚後の住所地であるA市B区の申立人に係る被保険者名簿には、申立期間後の昭和53年7月に職権転入の上、氏名変更届を行った記載が確認で

きることから、それまで申立人の納付書は、引き続き実家のあるD市において発行されていたものと推測されることから、申立人は、D市が申立人の旧姓で発行した52年10月から申立期間直前の同年12月までの国民年金保険料の領収証書を所持しており、結婚後の同年12月26日に申立人の実家近くの郵便局で納付していることが確認できることから、結婚後も申立人の母親が実家に送付されて来る申立人の納付書により保険料を納付していたことがうかがえる。

さらに、申立期間は3か月と短期間である上、申立人の納付書がD市の実家に送付されていたとみられる申立期間前後の期間は、付加保険料を含めて保険料を納付済みであることなどを踏まえると、申立人の母親が、申立期間の保険料（付加保険料を含む）を納付していたものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料（付加保険料を含む）を納付していたものと認められる。

## 大阪国民年金 事案 4182 (事案 1307 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年4月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められ、また、61年4月から63年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年9月まで  
② 昭和39年7月から40年3月まで  
③ 昭和53年4月から54年3月まで  
④ 昭和61年4月から63年3月まで

昭和37年から38年ごろ、姉のところに来ていた区役所の職員に勧誘され、私たち夫婦及び姉夫婦の4人がその場で国民年金に加入した。

申立期間①の保険料については私又は元妻が、また、申立期間②の保険料については元妻が、いずれもA区役所の集金人に夫婦二人分の保険料を納付したと思う。

また、申立期間③の保険料については、元妻が、B市の集金人に夫婦二人分の保険料を納付していたが、元妻がまとめて納付したことが2回あったと思う。

申立期間④の保険料については、病気のため収入が無かったことから、昭和55年ごろ、夫婦二人分の免除申請の手続きを行い、昭和63年3月まで免除されているはずである。

私の国民年金手帳は、氏名及び生年月日が間違っ記載されており、このことが、年金記録が正確に管理されていないことに影響しているのではないかと考えている。

申立期間の保険料が未納とされているは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間③について、申立人及びその元妻の特殊台帳を見ると、夫婦共に申

立期間③直前の昭和52年10月から53年3月までの国民年金保険料について、同年5月に過年度納付しており、また、昭和53年度の備考欄には「54催」の催告印が確認できる。

また、申立期間③は12か月と短期間である上、申立期間③直後の昭和54年度の国民年金保険料については、夫婦共に現年度納付していることも確認できることから、短期間である申立期間③の保険料を未納のまま放置したとは考え難い。

次に、申立期間④を含む昭和61年4月から平成元年6月までについて、既に当委員会の決定に基づき、平成20年12月26日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われているが、今回、申立人は、申立期間④は免除されていたと申し立てている。

特殊台帳を見ると、申立人は申立期間④直前の昭和55年4月から61年3月までの6年間、また、申立人の元妻は申立期間④直前の56年4月から61年3月までの5年間について、それぞれ毎年度申請免除の承認を受けていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間④当時の昭和61年5月ごろからリハビリを兼ねて仕事を始め、ある程度の収入は得ていたものの、生活は安定していなかった旨を具体的に陳述しており、申立期間④当時における夫婦の生活状況に特段の変化は無かったものと考えられる。

さらに、日本年金機構では、当時の免除申請は、前々年の世帯の所得水準に基づいて審査を行い、申立人の上記所得が免除申請の所得審査に反映されるのは申立期間後の昭和63年4月以降からの分となるため、申立期間④については前々年の所得からみて免除申請の承認は可能であったと回答している。

加えて、申立人が所持する国民年金手帳を見ると、申立人主張のとおり、氏名及び生年月日が間違っただけで記載されていること、また、申立人及びその元妻の特殊台帳を見ても、申立人の生年月日が間違っただけで記載されているほか、元妻の昭和48年度の納付記録欄では現年度納付とされているにもかかわらず未納催告がなされた記録となっていること、また、申立人の54年度の記録欄では、いったん、申請免除と記録された後、現年度納付と訂正されているなど、この当時の保険料の収納管理又は記録管理については多くの事務的過誤が認められることから、申立期間③及び④についても、何らかの事務的過誤があった可能性を否定できない。

一方、申立期間①及び②について、申立人の国民年金手帳記号番号は、C市A区において、夫婦連番で昭和42年2月15日に払い出されており、この手帳記号番号の払出時点において、申立期間①の国民年金保険料については、制度上、納付することはできない。

また、申立期間②の国民年金保険料について、申立人は集金人に納付したと申し立てているが、上記の手帳記号番号の払出時点においては、過年度保険料

となり、制度上、区役所の集金人に納付することはできない。

さらに、特殊台帳を見ると、申立期間②直後の昭和40年4月から41年3月までの国民年金保険料については過年度納付しており、国民年金手帳記号番号の払出時点において、申立人は38歳であったため、年金受給権確保の観点から過年度納付したものと推認されることから、申立期間②の保険料が納付されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査や氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料の納付を行ったとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和53年4月から54年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められ、また、61年4月から63年3月までの国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和63年1月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年1月から同年6月まで  
昭和63年1月に夫が退職して、第3号被保険者資格を喪失してからは、しばらく国民年金に係る手続はしていなかった。

しかし、再三納付勧奨のはがきが来るので、資格喪失後1年ほど経過した春あるいは夏ごろに、A社会保険事務所(当時)から申立期間を含む未納期間の保険料について、3回に分割した納付書を送ってもらい、1回当たり3万円から4万円ぐらいの保険料を銀行及び郵便局で3回納付した。

申立期間に係る保険料を納付したことは間違いないので、未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録を見ると、国民年金第3号被保険者資格から第1号被保険者資格への種別変更処理の手続は、平成元年4月11日になされていることから、申立期間の国民年金保険料を納付することは可能である。

また、申立期間は6か月と短期間である上、オンライン記録を見ると、昭和45年4月に国民年金に任意加入してから60歳到達までの間、申立期間を除き未納は無く、また、付加保険料を納付している時期もあるなど、納付意識の高さがうかがえる。

さらに、オンライン記録を見ると、平成2年10月9日に過年度保険料の納付書が発行されており、また、申立期間直後の昭和63年7月から平成元年3月までの保険料について、納付日は不明であるものの過年度納付していることが確認できるところ、2年10月の時点では、制度上、昭和63年9月までしかさかのぼって保険料を納付することができなかったことから、納付済みとなっている同年7月及び同年8月を含む申立期間の過年度保険料については、別の

納付書が発行され、それにより納付したものと推認される。

加えて、申立人は、申立期間の国民年金保険料及び上記の過年度保険料として、1回当たり3万円から4万円ぐらいの金額を3回に分けて納付したと申し立てているところ、これらの保険料の合計額は11万4,600円となり、金額がおおむね一致している上、納付方法及び納付場所についての申立人の陳述内容にも不自然な点は認められない。

これらのことから、納付意識の高い申立人が納付書の交付を受けながら、申立期間直後の国民年金保険料を過年度納付し、申立期間の保険料のみ未納のまま放置したとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から同年6月までの期間及び60年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年4月から同年6月まで  
② 昭和60年4月から同年6月まで

国民年金の加入については、母親から20歳になったら加入するように強く勧められていたので、自分自身でははっきりとは覚えていないが、昭和43年\*月ごろ、母親が手続してくれたはずである。

加入当初の保険料の納付方法も記憶は定かではないが、途中からは役所から送付された納付書を持って、自分自身でA区役所に出向き納付しており、納付期限内に遅れた保険料は、後でまとめて区役所の隣にあったB社会保険事務所（当時）できちんと納付してきた。

申立期間①及び②の保険料についても、たぶん社会保険事務所（当時）で納付したはずなので、未納であるのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、C市A区において、昭和43年9月3日に払い出されており、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間の国民年金保険料を納付することは可能である。

また、申立人は、国民年金保険料の納付を開始した昭和43年\*月以降、申立期間を除き、すべて保険料を納付済みである上、厚生年金保険から国民年金への切替手続も適切に行っていることから、納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立期間①及び②は、いずれも3か月と短期間である上、オンライン記録を見ると、申立期間前後の国民年金保険料を含め、過年度納付の事跡が数回確認できることから、納付意識の高い申立人が、申立期間の保険料のみ未



納のまま放置したとは考え難い。

加えて、オンライン記録を見ると、昭和 60 年 8 月 21 日付けで、申立期間①直前の昭和 58 年度の国民年金保険料に係る納付記録の取消し及び追加処理並びに申立期間①と重なる 59 年度分の保険料に係る納付記録の取消処理が行われているなど不自然な事務処理の事跡があることから、申立期間の保険料について、何らかの事務的過誤により納付記録が失われた可能性も否定できない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年11月及び同年12月  
② 昭和50年3月から51年3月まで

昭和49年11月に退職し、厚生年金保険被保険者でなくなってから、しばらくの間は国民年金への切替手続をしなかったが、51年4月あるいは同年5月ごろ、母から、「そろそろ30歳になるのだから、年金ぐらいきっちりしなさい」と言われ、自分でA区役所へ行き、国民年金への切替手続をした。

当初の保険料については、親と同居していたことから、母からお金をもらい自ら納付又は母に納付書を渡して納付してもらうなど、常にきっちりと納付するよう心がけていた。

区役所で手続をした際に、過去1年分ぐらいの未納保険料として1万数千円の納付書を作成してもらい、先にその分を銀行又は郵便局で納付したため、思わぬ出費となり、昭和51年4月以降の分については、同年7月ごろになって納付した記憶が確かにある。

少なくとも1年分はさかのぼって納付しているはずであるが、未納期間とされている期間について、すべて調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、B市C区において、昭和51年6月10日に払い出されており、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間の国民年金保険料を納付することは可能である。

また、オンライン記録を見ると、申立期間を除き国民年金保険料の未納は無い上、複数回に及ぶ国民年金と厚生年金保険との切替手続についても適切に行

っているとともに、付加保険料を納付していた時期もあるなど、納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続時に、1万数千円程度の金額の納付書を発行してもらい、過年度納付したとしているところ、昭和50年度1年分の国民年金保険料は1万3,200円であり、金額が一致する上、その後の昭和51年4月から同年6月までの保険料については、同年7月5日に納付していることが、申立人が所持する領収証書により確認でき、陳述内容と符合している。

加えて、申立人は、昭和52年2月から外国へ長期旅行をするため、51年7月以降の国民年金保険料については、一括納付したことについても具体的に記憶しているところ、同年7月から52年3月までの保険料は、同年1月26日に一括納付していることが、申立人が所持する領収証書により確認でき、申立人の一連の陳述内容の信ぴょう性は高いものと認められる。

一方、申立人の所持する国民年金保険料の充当通知書及び特殊台帳の昭和49年度納付記録欄を見ると、厚生年金保険被保険者となった昭和52年6月の保険料について、50年1月及び同年2月の保険料に充当されていることが確認でき、当時、少なくとも当該期間の保険料は未納であったと考えるのが相当であり、また、仮に、当時のその前後の期間の保険料を納付していたのであれば、充当通知を受けた時点で、不自然さに気づくはずであるが、この点に関する申立人の記憶は明確ではない。

また、申立期間のうち、昭和50年3月以前の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年4月から51年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 4 月 1 日から 36 年 4 月 1 日まで

② 昭和 37 年 8 月 13 日から 39 年 1 月 19 日まで

社会保険事務所(当時)で年金記録を確認したところ、A事業所で勤務していた期間が脱退手当金支給済みとなっていることを知った。

脱退手当金の支給手続きをした覚えは無く、受給していないので申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間の最終事業所に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3年後の昭和42年1月27日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままとなっており、申立人の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和40年2月\*日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、申立期間に係る脱退手当金は、申立人がB事業所に勤務し、共済組合加入期間中に支給決定されており、当時、申立人が脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月 1 日から 43 年 10 月 1 日まで  
社会保険事務所（当時）に年金記録の照会をしたところ、A社における厚生年金保険加入期間について脱退手当金支給済みとの回答があった。  
脱退手当金を請求したことは無く、受け取った記憶も無いので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、A社の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約11か月後の昭和44年9月2日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前にあるB社及びC社における被保険者期間（計54か月間）については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、申立人が申立期間を含む3回の被保険者期間のうち、申立期間以前の2回の被保険者期間を失念するとは考え難い。

さらに、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままとなっており、申立人の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和43年12月\*日に婚姻し、改姓していることから、申立人が請求したとは考え難い。

加えて、申立人の国民年金手帳記号番号は脱退手当金支給決定前の昭和43年12月21日に払い出されており、申立人が申立期間直後である同年10月以降の国民年金保険料を納付していることを踏まえると、当時、申立人が脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和27年9月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年9月25日から同年10月1日まで

私は、昭和24年7月1日から27年9月25日までA社C支店D支部に勤務した後、間をあげず同社B支店に転勤したが、社会保険事務所(当時)の記録によると、転勤直前の同年9月25日から同年10月1日までの期間が厚生年金保険に未加入とされている。

申立期間もA社に継続して勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社に係る人事厚生事務を処理しているE社が保管する申立人に係る人事記録、雇用保険の記録及び同僚の陳述から判断すると、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務し(昭和27年9月25日にA社C支店D支部から同社B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和27年10月の社会保険事務所の記録から8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主

が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和45年12月1日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったことが認められることから、申立人のB社における資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和45年6月は3万6,000円、同年7月から同年11月までは4万5,000円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和46年3月5日から同年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年5月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年6月30日から同年12月1日まで  
② 昭和46年3月5日から同年5月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間①はB社に、申立期間②はA社にそれぞれ継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、元従業員の陳述から判断して、申立人が申立期間もB社に継続して勤務していたことが推認できる。

一方、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、同社は、昭和46年1月6日付けで45年6月30日にさかのぼって厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の資格喪失日欄にも同日が記載されてい



るところ、申立人の標準報酬月額の変遷欄には、同年7月の随時改定及び同年10月の定時決定が記録されていることが確認できる。

また、当該被保険者名簿において、申立人と同様に、資格喪失日が昭和45年6月30日にさかのぼって記録されている者が36人みられ、そのうち13人は、同年10月1日と記録されていた資格喪失日が削除されて同年6月30日に変更されていることが確認できる。

さらに、当該訂正処理前の記録から、同日において、B社が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和45年6月30日に資格を喪失した旨の遡<sup>そきゅう</sup>及訂正処理を行う合理的理由は見当たらず、当該資格の喪失に係る記録の訂正は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、同人がB社から引き続き勤務したA社での資格取得日と同一日の同年12月1日であると認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、前述の被保険者名簿の記録から、昭和45年6月は3万6,000円、同年7月から同年11月までは4万5,000円とすることが妥当である。

申立期間②については、元従業員の陳述から判断して、申立人が申立期間もA社又はC社に継続して勤務していたことが推認できる。

また、申立人及び複数の元従業員が「B社、A社及びC社の実質の経営者は同一人で、社名は変わっても業務内容等に変更は無く、継続して勤務した」と陳述しているところ、前述の被保険者名簿又は商業登記の記録において、実質的に事業主であったとされる者の氏名が、事業主、取締役等として確認できること、及びC社の設立に当たり、A社から36人中15人の従業員がC社へ移籍していることから、当該3社は同系列の事業所と考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、C社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が同社で被保険者資格を取得している日と同一日の昭和46年5月1日であることから、申立人は、申立期間においては、A社において被保険者であったと考えるのが相当である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和46年2月の社会保険事務所の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から聴取できないため不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を20万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年9月1日から6年9月26日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に支払われていた給与額より低く記録されていることが分かった。給与額はずっと変わらなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が主張する20万円と記録されていたところ、資格喪失日（平成6年9月26日）の後の平成6年10月13日付けで、4年9月1日にさかのぼって9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社において、申立人と同様に平成6年10月13日付けで、4年9月1日等にさかのぼって標準報酬月額が引き下げられている者が、申立人のほかに二人確認できる。

さらに、申立期間のうち、平成5年6月、同年8月及び6年3月から同年7月までの期間については、申立人提出の給料支払明細書から、20万円の標準報酬月額に基づく保険料控除が確認できる。

加えて、商業登記の記録から、申立人は、標準報酬月額<sup>そきゅう</sup>の遡及訂正処理が行われた平成6年10月13日の時点において、A社の役員ではないことが確認でき、同僚も、「申立期間当時、申立人は、会社の経営には参画しておらず、社会保険関係の業務にも関わっていない」と陳述している。

これらを総合的に判断すると、平成6年10月13日付けで行われた遡及訂正処理は事実<sup>じじつ</sup>に即したものと考<sup>かんが</sup>え難く、申立人について4年9月1日にさかのぼって標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由は見当たらず、有効な記録

訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 20 万円に訂正することが必要であると認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を28万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月1日から4年7月31日まで  
社会保険事務所の職員から、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額より低い額に修正されていると説明を受けた。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、28万円と記録されていたところ、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった日（平成4年7月31日）の後の平成4年8月21日付けで、3年10月1日に遡及<sup>そきゆう</sup>して15万円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、申立人は、「申立期間当時、給与額の変更は無かった」と陳述しているところ、申立期間当時の事業主は、「申立期間当時、申立人の給与額は引き下げていない」とし、複数の同僚も、「申立期間当時、自身の給与額に変更は無かった」と陳述していることから、申立人は、申立期間当時も、従前と同様の給与額であったと考えられる。

また、A社に係る商業登記の記録から、申立人は、申立期間当時、取締役でなかったことが確認でき、申立期間当時の事業主及び同僚は、「申立人はB業務に従事し、社会保険の手続等には関与していなかった」と陳述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような遡及による記録訂正を行う合理的な理由は見当たらず、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た28万円に訂正することが必要と認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和46年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月1日から同年8月1日まで

私は、A社に勤務中にB社への転勤があったかもしれないが、両社は関連会社のため、A社に継続して勤務しているものと思っていた。しかし、私の厚生年金保険の加入記録は申立期間が空白とされている。

申立期間も継続して勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の記録では、申立人は、昭和45年4月9日に資格を取得、46年6月30日に離職、同年7月1日に資格を再取得、47年2月28日に離職と記録されていることから判断すると、申立人は、46年7月1日付けでA社からB社へ異動となり、申立期間も継続して勤務していたことが確認できる。

しかしながら、社会保険事務所（当時）の記録では、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間直後の昭和46年8月1日である。

一方、複数の同僚から、A社とB社は実質的に同じ会社であった旨の陳述が得られたほか、上記同僚の中には、B社は名目上の会社であった旨を陳述していることから判断すると、両社は関連会社であり、A社が主体となって事業を運営していたものと考えられる。

また、申立人は、B社の従業員の給与計算及び人事管理は、すべてA社で一元的に行っていたと具体的に陳述しているほか、B社の元事業主、A社の当時

の給与事務担当者及び複数の同僚の陳述からも、同趣旨の陳述が得られた。

さらに、申立人及び申立人と同じく申立期間に空白期間が生じている複数の同僚は、申立期間も厚生年金保険料は継続して給与から控除されていたと陳述している。

なお、申立人は、A社から昭和46年7月1日付けでB社へ異動したものの、その時点において、同社は厚生年金保険の適用事業所となっていなかったことから、申立期間が空白期間となったものと考えられるが、申立人、B社の元事業主、A社の当時の給与事務担当者及び複数の同僚の陳述から、B社が適用事業所となるまでの期間は、引き続きA社で厚生年金保険が適用されるべきであったと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和46年6月の社会保険事務所の記録から、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付したか否かについては、A社は昭和50年8月26日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、B社の元事業主は不明と回答しているものの、厚生年金保険の記録における資格喪失日が雇用保険の記録における離職日の翌日となっており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る46年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（昭和46年1月よりB社）における資格取得日に係る記録を昭和41年4月15日に、資格喪失日に係る記録を43年7月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、41年4月から同年8月までは2万6,000円、同年9月から42年7月までは3万円、同年8月から43年6月までは3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月15日から43年7月16日まで

私は、A社に昭和41年4月15日に入社し、43年7月15日までC業務従事者として勤務したが、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の被保険者記録について照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。

申立期間はA社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身の入退社日、業務中の出来事及び当時の同僚の氏名、職種等を具体的かつ詳細に記憶しているほか、複数の同僚の陳述内容から判断すると、申立人は、申立期間において、A社に勤務していたものと推認される。

また、申立人がA社において申立期間当時のC業務仲間であったとして名前を挙げた9名の同僚には、いずれも同社において厚生年金保険の加入記録が確認でき、これらの中には申立人のC業務助手として従事していた申立人より5歳年少の同僚や申立人と同時期に入社したとみられる2歳年少のC業務従事者の同僚も含まれている。

さらに、上記同僚を含む複数の者からは、「当時、A社は、すべての従業員



を入社当初より厚生年金保険に加入させていた」旨の陳述が得られた上、これら同僚が記憶していた当時の同社従業員数と同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できる被保険者数がおおむね一致していることなどから、当時、同社では、ほぼすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたことがうかがわれる。

これら含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同時期に勤務し、同質の業務に従事していた同僚の記録から判断すると、昭和41年4月から同年8月までは2万6,000円、同年9月から42年7月までは3万円、同年8月から43年6月までは3万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は、昭和53年6月12日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているため不明であるものの、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後の2度にわたる被保険者報酬月額算定基礎届及び被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所に申立人の被保険者資格の取得及び喪失等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る41年4月から43年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支社における資格喪失日に係る記録を昭和21年2月1日に、同社D支店における資格喪失日に係る記録を25年2月1日に、同社F支店における資格喪失日に係る記録を29年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、21年1月は130円、24年8月から25年1月までの期間及び29年1月は8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和21年1月及び29年1月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、事業主が昭和24年8月から25年1月までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年1月30日から同年2月1日まで  
② 昭和24年8月31日から25年2月1日まで  
③ 昭和29年1月31日から同年2月1日まで

私は、A社に、昭和11年4月1日から46年8月24日まで継続して勤務した。厚生年金保険の資格取得日である19年10月1日以降は、厚生年金保険料を継続して控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、B社提出の人事記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（A社H支社（厚生年金保険の適用はA社C支社）から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社C支社における昭和20年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、130円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「何らかの事情により、申立人の資格の取得及び喪失の届出において誤りがあったと考えられる」と回答していることから、事業主が申立人の資格喪失日を昭和21年1月30日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、雇用保険の記録及びB社提出の人事記録等から判断すると、申立人はA社D支店（昭和23年5月にA社E部門に名称変更）で継続して勤務していたと認められるところ、当該E部門の閉鎖を前に同社D支店所属となっていることが確認できるものの、この閉鎖に伴う申立期間の被保険者記録が空白となっている。

このことについて、事業主は、「申立人の申立期間の給与から厚生年金保険料は控除していたと思う。申立人のようにA社E部門の閉鎖に伴い資格を喪失した者をどこかの事業所で資格を取得させる手続において何らかの手違いがあったことも考えられる」としているほか、申立期間の前後の期間を通じ、申立人の勤務には一体性、継続性が認められる上、申立期間において保険料控除が継続しない特段の事情は見当たらない。

これらを含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社D支店における昭和24年7月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料を保存していないため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立期間③について、雇用保険の記録及びB社提出の人事記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和29年2月1日にA社F支社から同社G支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていたことが認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、申立人のA社F支店における昭和28年12月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格の取得及び喪失の届出に事務過誤があったと認めている上、事業主が申立人のA社F支店における資格喪失日を昭和29年2月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年1月31日と記録するとは考え難いことから、事業主は、同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は、昭和20年10月1日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和20年10月から21年3月までは40円、同年4月は60円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年10月1日から21年5月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には戦時中に学徒動員で入社し、昭和28年5月まで勤務した。所持している年金手帳において、「はじめて被保険者となった日」は、当初、20年10月1日と記載されていたが、後に社会保険事務所によって21年5月1日と訂正され、被保険者記録も同日の資格の取得とされた。

しかし、この訂正は誤りであり納得がいかないので、申立期間を厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の元従業員からの陳述から判断すると、申立人が申立期間にA社において勤務していたことが推認できる。

また、申立人が所持する年金手帳において、厚生年金保険の「はじめて被保険者となった日」が、昭和20年10月1日から21年5月1日に訂正されていることが確認できる。A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の資格取得日が記載されていない上、資格取得日である同年5月1日以前の同年4月に標準報酬月額が改定された記録が有ることが確認できる。

さらに、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿を見ると、申立人の記号番号は昭和20年11月に払い出されており、訂正前の資格取得日に符合するほ

か、申立人の記号番号の前後の番号を払い出されている者の多くが同年10月から21年2月の間に資格を取得している。

加えて、前述の被保険者名簿には、健康保険整理番号の欠番が多く、また、被保険者の並びが資格取得日の順となっていない等の状況がみられ、社会保険事務所の記録管理が適正であったとは言い難い。

これらを総合的に判断すると、申立人の資格取得日に係る訂正に合理的な理由は見当たらず、当該訂正は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は、昭和20年10月1日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、前述の被保険者名簿における申立人の昭和21年4月、同年5月の記録及び申立人の陳述から、20年10月から21年3月までは40円、同年4月は60円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本店B部における資格喪失日に係る記録を昭和28年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年5月1日から同年6月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答を得た。申立期間は、同社本店B部から同社C支店へ転勤した時期であり、同社に継続して勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するA社の社員カード及び辞令、雇用保険の記録並びに元同僚の証言から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し(昭和28年4月23日にA社本店B部から同社C支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、社会保険事務所の記録では、A社C支店が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和28年6月1日であり、申立期間は適用事業所ではない。しかし、申立人が同社C支店に異動後の同年4月の厚生年金保険料は、同社本店B部において控除されていることが厚生年金保険の加入記録から確認できる上、同社C支店における同僚二人については、異動後においても同社C支店の新規適用日までは厚生年金保険の加入記録が転勤前の事業所で継続していることが確認できることから、申立人は、申立期間について、同社本店B部において厚生年金保険の被保険者であったと考えるのが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本店B部における昭和28年4月及び同社C支店における同年6月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に閉鎖し、当時の事情を確認できる役員等の所在は不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和47年6月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年6月26日から同年7月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間は、同社本店から同社C支店に異動した時期であり、同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社の台帳の記録及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し（昭和47年6月26日にA社本店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和47年7月の社会保険事務所の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が保管する社員台帳には、昭和47年6月26日にA社C支店への異動が発令された記録とともに同年7月1日にD業務担当に任命された旨の記録があり、また、この任命日である同年7月1日は社会保険事務所では知り得ない日付であることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成12年8月21日から同年9月1日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年8月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成12年9月1日から同年11月25日までの期間における申立人の標準報酬月額については、同年9月は24万円、同年10月は30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成12年8月21日から同年9月1日まで  
② 平成12年9月1日から同年11月25日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間①の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には平成12年8月21日から勤務しており、保険料が控除されているのは間違いないので、申立期間①について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。また、申立期間②において、標準報酬月額が実際に支払われた給与額より低く記録されていることが分かった。給料支払明細書を提出するので、標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人提出の給料支払明細書から、申立人が申立期間にA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立期間に係る標準報酬月額については給料支払明細書で確認できる報酬月額から32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主も所在が分からないため不明であるものの、社会保険事務所の記録における資格取得日が雇用保険の記録における資格取得日と同一日となっており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、事業主が平成12年9月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②については、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、上記の取扱いにより、申立人の申立期間における標準報酬月額は、申立人提出の給料支払明細書で確認できる保険料控除額又は報酬月額から、平成12年9月は24万円、同年10月は30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主も所在不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和33年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年10月30日から同年11月1日まで  
社会保険事務所(当時)に、厚生年金保険の加入記録について照会したところ、社命により関連会社へ異動した時期の記録が1か月欠落している。継続してB社(現在は、C社)に勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

C社は、「申立期間は関連会社から系列会社への異動であり、継続して勤務していたであろうと考える。保険料の納付についても資料は残っていないが、異動の場合は、通常、保険料を控除しているであろうと思われる」と回答していることから判断すると、申立人が同社に継続して勤務し(昭和33年11月1日にB社の関連会社であるA社から同社系列会社のD社に転籍)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和33年9月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

私は、昭和36年4月に自身の国民年金の加入手続をしたと思うが、詳しいことは覚えていない。

私は、毎月、店舗兼自宅に来るA市役所又はB社会保険事務所（当時）の職員に申立期間の保険料を納付し、その際、国民年金手帳に証紙のようなものを貼<sup>は</sup>ってもらっていたことを覚えている。

申立期間の保険料は、自身で納付していたので、もう一度納付記録をよく調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月ごろに国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を、自身が毎月、集金人に納付していたと申し立てている。

しかし、申立人の所持する国民年金手帳の発行日は昭和41年11月1日付けであるところ、その国民年金手帳記号番号は、前後の手帳記号番号で払い出された被保険者の資格取得日は同年6月以降であり、申立人の国民年金の加入手続は、早くても同年6月以降に行われたものと推認される。この国民年金の加入手続の時期からすると、申立期間の保険料は、制度上、時効により納付することはできない。

また、A市では、集金人による保険料の個別徴収が開始されたのは昭和38年4月からであったとしている上、社会保険事務所（当時）においても集金人による保険料の徴収はしておらず、申立人の陳述と符合しない。

さらに、申立人に係る旧姓を含む複数の氏名別読みによる検索及び申立期間に申立人が居住していた住所地を管轄する社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿の内容の調査、確認をしたが、申立人に対して別の国民

年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から41年3月まで

私は、昭和38年ごろ、会社を退職後すぐに自分で国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料は、当時同居していた母が、母子二人分を一緒に集金人に納付しており、私も納付したことがある。

しかし、母は申立期間の保険料が納付済みと記録されているにもかかわらず、母と一緒に納付していた私の納付記録を見ると、昭和41年4月から納付と記録されており、申立期間が未納とされている。

私の申立期間の保険料だけが未納と記録されていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険被保険者資格を喪失後の昭和38年ごろ、A市B区役所で国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を主に申立人の母親が、毎月、自宅に来ていた集金人に納付しており、自身でも納付したことがあると申し立てている。

しかし、申立人が初めて取得したとする国民年金手帳の発行日は昭和41年6月1日付けであり、このころ国民年金手帳記号番号が連番で払い出されているその母親と同時に国民年金の加入手続きが行われたものと推認されるころ、この加入手続きの時点で申立期間の保険料は現年度納付できない上、一部期間の保険料は、制度上、時効により納付することができない。

また、申立人に係る旧姓を含む複数の氏名別読みによる検索及び申立人が申立期間当時に居住していた住所地を管轄する社会保険事務所(当時)が保管していた国民年金手帳記号番号払出簿の内容を調査、確認したが、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人の母親に係るA市B区の国民年金被保険者名簿を見ると、納付済みと記録されている申立期間を含む昭和36年4月から41年3月までの保険料について、催告された上、45年3月に過年度納付されている記載が確認できる。このことは、その母親は明治45年生まれのため、老齢年金の受給資格を得るためには10年以上の保険料の納付期間が必要であり、不足する期間の催告が行われて保険料が納付されたものと考えられる。一方、申立人は、60歳到達時まで保険料の納付を行えば、受給資格期間を十分満たすため、当時、受給権確保のための過年度納付の必要はなかったものと考えられ、申立人に係る同区の被保険者名簿を見ても、申立期間の保険料は未納と記録されており、過年度納付などの事蹟<sup>じせき</sup>は見当たらない。

加えて、申立人は自身の保険料をさかのぼって納付した記憶は無いとしている上、当時、保険料を主に納付していたとするその母親は既に死亡しており、申立期間の保険料の納付状況等の詳細は不明である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年12月から48年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年12月から48年11月まで

私は、昭和44年12月に会社を退職した後、年金のことが気になっており、時期は定かではないが、妻が夫婦二人の国民年金の加入手続をした。

加入する時に、国民年金は25年納付すれば年金がもらえ、今なら過去にさかのぼって保険料を納付することができるという説明を妻が聞き、妻は申立期間を含む夫婦二人分の未納とされていた期間の保険料35万円から50万円ぐらいを集金人にまとめて納付したと思う。

申立期間の保険料は納付していると思うので記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入当初に妻が、夫婦二人分の保険料をまとめてさかのぼって納付したので、申立期間の保険料も当時、納付したと申し立てている。

そこで、申立人に係る国民年金記録を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和55年4月ごろに申立人の妻と連番で払いだされており、その直後の同年6月（第3回特例納付実施期間中）に48年12月から52年12月までの保険料を特例納付により、53年1月から54年3月までの保険料を過年度納付によりそれぞれ納付したことが特殊台帳で確認できる。申立人は、4年\*月生まれであり、国民年金受給資格期間として24年間（288月）の保険料の納付が必要であった。申立人の国民年金の加入当時、既に36年4月から48年11月までの厚生年金保険被保険者期間があったものの、加入当時に現年度納付が可能であった54年4月から60歳に到達する平成元年\*月までの保険料をすべて納付しても年金受給権を確保するための納付月数が不足しており、上述の特例納付及び過年度納付により保険料を納付したことにより、60歳到達時までの保険料を納付すれば納付済月数が289月となり受給資格期間を満たすこと

から、当時、受給資格期間を満たすために必要となる納付月数を考慮して特例納付及び過年度納付が行われたことがうかがわれる。

また、申立人の妻に係る特殊台帳を見ても、同様に第3回特例納付実施期間中に昭和50年3月から52年12月までの保険料の特例納付により、53年1月から54年3月までの保険料を過年度納付によりそれぞれ納付したことが確認できる。申立人の妻は6年\*月生まれであり、国民年金受給資格期間として25年間(300月)の保険料納付が必要であった。上述のとおり、申立人の厚生年金保険被保険者期間について、その妻は合算対象期間となるものの、加入当時に現年度納付が可能であった54年4月から60歳に到達する平成3年\*月までの期間の保険料をすべて納付しても年金受給権を確保するための納付月数が不足しており、特例納付及び過年度納付により保険料を納付したことにより、60歳到達時までの保険料を納付すれば納付済月数が300月となり受給資格期間を満たすことから、当時、受給資格期間を満たすために必要となる納付月数を考慮して特例納付及び過年度納付が行われたことがうかがわれる。

さらに、申立人は、妻がまとめてさかのぼって納付した保険料の合計は、夫婦二人分で約35万円から50万円であったとしているところ、特殊台帳から納付が確認できる夫婦の特例納付及び過年度納付により納付した保険料の合計額は41万720円となり申立人の陳述とおおむね符合するが、申立期間の保険料も同時に納付したと考えると、その合計額は60万円以上となり、申立人が記憶する保険料額と大きくかい離している。

加えて、申立人は申立期間の保険料の納付に直接関与しておらず、直接保険料を納付した申立人の妻は記憶が定かでなく、当時の保険料の納付状況等の詳細は不明である上、申立期間当時の妻の保険料も未納である。

このほか、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認める事はできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年8月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年8月から49年3月まで

私は、昭和43年8月にA市へ転居し、同市役所支所へ転居届を提出した際、夫婦二人分の国民年金の加入手続をしたと思う。

加入時に、職員からこれまで国民年金に加入していなかったことを注意されたことは覚えているが、国民年金手帳及び納付書を受け取った記憶は無く、その場で国民年金保険料を納付した覚えもない。

私は、申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料を、毎月、自宅に送付された納付書により金融機関で納付していた。

しかし、申立期間について、夫婦二人共に国民年金の未加入又は未納と記録されていることに納得できない。

## 第3 委員会判断の理由

申立人は、昭和43年8月ごろに夫婦二人一緒に国民年金に加入し、自身で申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料を、毎月、金融機関で納付していたと申し立てている。

しかし、申立人に係る国民年金記録を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年4月ごろにB市において、申立人の夫と連番で払い出されている上、申立人に係る特殊台帳には、申立人の国民年金被保険者資格の取得日がA市からB市に住民票を移した同年3月24日付けと記録されていることが確認でき、申立期間のうち、43年8月から49年2月までの期間は、国民年金の未加入期間となり、制度上、保険料を納付することはできない。

また、申立人に係る複数の氏名別読みによる検索及び申立人が居住していた住所地を管轄する社会保険事務所（当時）が保管していた国民年金手帳記号番号払出簿の内容の調査、確認をしたが、申立人に対して別の国民年金手帳記号

番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、A市では、納付書による保険料の収納の開始時期は昭和46年4月以降であるとしており、申立人の記憶する納付方法と一部符合しない。

未納と記録されている昭和49年3月の保険料について、B市では、基本的に被保険者からの申出がない限り、国民年金加入時に納付書を交付することは無かったとしているところ、申立人自身も加入時に納付書等を受領して保険料を納付した記憶は無いとしている。

加えて、申立人が実際にB市の新居へ転居したのは昭和49年5月ごろであったとしていることから、申立人へB市の現年度保険料の納付書が送付されたとすればこの時期以降であり、当該期間の保険料について現年度納付できなかったものとするのが自然である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年8月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年8月から49年3月まで

私は、昭和43年8月にA市へ転居し、同市役所支所へ転居届を提出した際、妻が夫婦二人分の国民年金加入手続をしたと思う。

加入後、申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料を、妻が毎月、納付書により金融機関で納付してくれていたと思う。

しかし、申立期間について、夫婦二人共に国民年金の未加入又は未納と記録されていることに納得できない。

## 第3 委員会判断の理由

申立人は、昭和43年8月ごろに妻と一緒に夫婦二人分の国民年金の加入手続をし、申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料を、妻が毎月、金融機関で納付していたと申し立てている。

しかし、申立人に係る国民年金記録を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年4月ごろにB市において、申立人の妻と連番で払い出されている上、申立人に係る特殊台帳には、申立人の国民年金被保険者資格の取得日がA市からB市に住民票を移した同年3月24日付けと記録されていることが確認でき、申立期間のうち、43年8月から49年2月までの期間は、国民年金の未加入期間となり、制度上、保険料を納付することはできない。

また、申立人に係る複数の氏名別読みによる検索及び申立人が居住していた住所地を管轄する社会保険事務所(当時)が保管していた国民年金手帳記号番号払出簿の内容の調査、確認をしたが、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、A市では、納付書による保険料の収納の開始時期は昭和46年4月以降であるとしており、申立人の妻が記憶する納付方法と一部符合しない。

未納と記録されている昭和49年3月の保険料について、B市では、基本的に被保険者からの申出がない限り、国民年金加入時に納付書を交付することは無かったとしているところ、申立人の妻も加入時に納付書等を受領して保険料を納付した記憶は無いとしている。

加えて、申立人が実際にB市の新居へ転居したのは昭和49年5月ごろであったとしていることから、申立人へB市の現年度保険料の納付書が送付されたとすればこの時期以降であり、当該期間の保険料については現年度納付できなかったものとするのが自然である。

このほか、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月から45年3月まで

私は、昭和44年10月の退社後、速やかにA市役所で国民年金の加入手続を行い、その後、定期的に自宅に来る納付組織の集金人に国民年金保険料を納付していたと思う。

私は、まとめてさかのぼって保険料を納付した記憶は無いが、申立期間の保険料もきちんと納付していたと思うので、もう一度納付記録をよく調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年10月ごろに国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を、定期的に集金人に納付していたと申し立てている。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和45年9月ごろに払い出されており、この手帳記号番号の払出日からすると、申立期間の保険料は過年度保険料となり、基本的に現年度保険料しか取り扱わない市からの委託を受けた納付組織の集金人に申立期間の保険料を納付することはできない。

また、申立人が所持する国民年金手帳を見ると、申立期間直後の昭和45年4月から同年9月までの保険料が、国民年金手帳記号番号が払い出された後の同年9月に納付されたことが検認印の日付けから確認できる上、申立人も、当時、保険料をまとめてさかのぼって納付した記憶は無いとしていることから、そのころから保険料の納付が開始されたと考えるのが自然である。

さらに、申立人に係る複数の氏名別読みによる検索及び申立期間当時に申立人が居住していた住所地を管轄する社会保険事務所(当時)が保管していた国民年金手帳記号番号払出簿の内容の調査、確認をしたが、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当た

らない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年6月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月から51年3月まで

私は、20歳の時、A市の自宅に来た集金人から勧められて、国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料は、私が、毎月、自宅に来る集金人に納付していたが、手帳などは使わなかったと思う。

しかし、私の納付記録を見ると、申立期間の保険料が申請免除と記録されていた。私は、当時、申請免除という制度があることを知らず、免除申請手続きをした覚えはない。

申立期間について、保険料を納付したことが記録されておらず、申請免除と記録されていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身が20歳だった昭和44年ごろに国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を自身で毎月、集金人に納付しており、免除申請をした記憶は無いと申し立てている。

しかし、申立人に係る国民年金記録を見ると、特殊台帳及びA市の国民年金被保険者台帳のいずれも申立期間は申請免除と記録されている上、市の台帳には昭和47年度から50年度まで免除申請の承認番号が記載されているなど、記載内容に特段不自然な点は見当たらない。

また、申立期間当時の免除申請の手続きは、被保険者から市町村を通じて免除申請書を社会保険事務所（当時）へ送付し、所得調査の上、社会保険事務所において承認及び却下の審査を行い、その結果は市町村を通じて被保険者に通知されるとともに、社会保険事務所及び市町村においては、それぞれの被保険者記録に記録される取扱いであったところ、納付記録が7年度連続して誤って記録されたとは考え難い。

さらに、A市では、申立期間当時の保険料収納は、国民年金手帳を使用した印紙検認方式であり、3か月ごとに保険料徴収を行っていたとしており、申立人の陳述と符合しない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの期間、同年7月から40年3月までの期間及び同年6月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から39年3月まで  
② 昭和39年7月から40年3月まで  
③ 昭和40年6月から61年3月まで

私は、昭和36年ごろ、当時住んでいたA市の自宅に来た集金人から国民年金保険料を納付するよう言われたため、夫婦一緒に国民年金に加入し、夫婦二人分の国民年金保険料は、毎月、私又は妻が、集金人に納付していたように覚えている。

申立期間の保険料はずっと集金人に納付していることを記憶しているにもかかわらず、申立期間の私の納付記録を見ると、5か月分しか納付済みと記録されていない。

申立期間が未納と記録されていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年ごろに国民年金の加入手続を行い、以後の国民年金保険料を、毎月、集金人に納付していたと申し立てている。

しかし、申立人が所持する国民年金手帳を見ると、納付済みと記録されている申立期間①と②の間の昭和39年4月から同年6月までの期間並びに申立期間②と③の間の40年4月及び同年5月については、検認欄に印紙が貼付されて検認印が押されているものの、申立期間①、②及び③については、印紙検認記録欄に検認印は押されていないことが確認できる。

また、A市では、保険料の徴収について、昭和36年から54年までの期間は印紙検認による収納を行っており、そのうち、38年3月までの間は集金人による徴収は行っていなかったとしている上、昭和55年度以降は納付書による

収納方法に変更されたとしており、保険料の納付方法など申立人の陳述と符合しない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号に係る特殊台帳及びオンライン記録を見ると、申立人は昭和 43 年に不在決定がなされ、その後、平成 6 年に申立人の基礎年金番号に統合されるまでの間、不在者であったことが記録されているところ、不在者については、その所在が判明するまでの間、行政機関からの集金人の訪問又は納付書の送付などの保険料の徴収などは行われなかったため、申立期間③のうち少なくとも昭和 43 年以降の保険料の徴収は行われなかったと考えるのが自然である上、申立人と一緒に夫婦二人分の保険料を納付していたとするその妻も申立期間①、②及び③は未納又は未加入期間である。

加えて、申立人に対して昭和 37 年 10 月ごろに、夫婦に別の国民年金手帳記号番号が連番で払い出されているものの、納付無しとして取り消されている上、61 年 4 月ごろに、第 3 号被保険者として申立人に対して別の手帳記号番号（現在の基礎年金番号）が払い出されているものの、平成 6 年に上記の手帳記号番号と統合されるまでの間の資格取得日は昭和 61 年 4 月となっており、同手帳記号番号を使用しても申立期間③の保険料は納付できない。

このほか、申立人が申立期間①、②及び③の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年5月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月から46年3月まで

昭和46年12月、妻は私の国民年金の加入手続を行うため、A市役所の支所に出向いてくれた。その際、支所の職員に、未納とされている期間の保険料を特別にさかのぼって納付できること、及びさかのぼって保険料を納付できる特別な期間はあと半年ほどで終わることを説明された。その時は、妻は私の年金手帳を受け取ることは無く、保険料を納付することも無かったが、その翌月、妻はA市役所に出向いて、私たちの年金手帳を受け取り、申立期間を含む昭和44年5月から46年9月までの私の保険料及び同年12月の妻自身の保険料を納付した。

妻は、その時に納付した保険料額を覚えていないが、その直前に退職金を受け取っていたのでその保険料を工面することは難しくなかった。妻は同市の職員に、年金手帳に検認印を押してくれた期間以外の保険料に関する領収書の交付を求めたが、その職員は妻に領収書を交付しなかった。

申立期間の保険料を納付したのに未納とされているのは納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻が昭和47年1月にA市役所で申立期間の保険料をさかのぼって納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続時期及び被保険者資格の取得及び喪失に関する記録を見ると、申立人の所持する国民年金手帳及びオンライン記録から、昭和47年1月5日に国民年金手帳が発行され、44年5月までさかのぼって国民年金被保険者資格を取得していることが確認できる。この場合、申立期間のうち、同年5月から同年9月までの保険料を特例納付、同年10月から46年3月までの保険料を過年度納付することが可能である。

しかし、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、保険料を納付したとする申立人の妻は、納付した保険料額の記憶が定かでない上、特例納付及び過年度納付に係る保険料は市の窓口では納付することはできず、納付書を用いて社会保険事務所（当時）又は金融機関で納付することが必要であるが、「納付書を受け取ったことはなく、保険料は市役所窓口の職員に納付した」とする申立人の妻の陳述と符合しない。

また、別の国民年金手帳記号番号の払出しの可能性について、氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査したが、その形跡は見当たらず、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から47年3月まで

私の国民年金は、20歳になった昭和36年に祖父が加入手続を行い、同年11月からの保険料は、実家の父が納付し、結婚後も住所の変更手続きが遅れたのでしばらくは父が納付していた。

その後、しばらくして父から国民年金手帳をもらい、私が集金人に納付していた。保管していた領収書は、集金人から「市が集金するので領収書の保管は2か月から3か月でよい」と言われたので処分してしまった。

納付していたはずの期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年に申立人の祖父が国民年金の加入手続を行い、保険料は申立人の父親が納付し、結婚後、申立人の父親から国民年金手帳をもらってからの保険料は、申立人が集金人に納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金に関する記録を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号が昭和36年ごろに払い出されていることが、保険料の納付記録から推定できるとともに、同年11月から39年3月までの保険料を納付していることが確認できる。

しかし、申立人は、結婚直後の昭和39年3月ごろにA市に転居したと陳述しているところ、B社会保険事務所（当時）の国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、43年6月21日付けの「C社保（D町）へ移管」の記録が見られることから、社会保険庁（当時）では、申立人の住所を、A市に転居したとする39年3月以降も43年6月21日までは転居前の住所地であるE県F村として管理していたことが分かる。この場合、申立期間のうち、39年4月から43年6月までの保険料を申立人の父親が納付することは可能であるが、父親は既に

死亡しており当時の事情を把握することはできない。

また、昭和48年に更新された特殊台帳の記録を見ると、申立人の住所は「D町」と記載されているが、住所の変更記録欄には、39年6月30日にA市へ転居したことを44年4月14日に処理したとみられる記載が転記されており、社会保険庁では申立期間のうち、43年6月から44年4月までの申立人の住所を、申立人の住所地でないE県D町として管理していたとみられ、この期間の保険料を、申立人がA市で納付したものとは考え難く、申立人の父親がF村で納付したとも考え難い。

なお、特殊台帳を見ると、申立人の国民年金被保険者資格の取得日は昭和36年11月28日との記載があるが、その後の資格変更に関する記録は無く、A市の被保険者名簿にも申立人の資格記録が同年11月28日から平成13年11月28日まで強制加入の記録となっており、資格変更の記録は無いことから、結婚による任意加入への変更手続をしていなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付した際、領収書を受け取ったとの陳述は、申立期間当時のA市における保険料収納が印紙検認方式であったこととは符合しない上、申立人は、「時期は定かではないが申立期間の途中に収納方法がスタンプの押印から領収書方式に変わった記憶がある」と陳述しているが、申立人の陳述からは、納付方法の変更の時期は特定できず、A市における保険料収納方式が納付書方式に変更されたのは、申立期間より後の昭和49年度であるほか、「申立期間中の一時期には未納の期間があったが、未納であった時期及び期間については分からない」とする申立人の陳述からは、申立期間の保険料の納付があったことをうかがうことはできない。

なお、A市における申立人の当時の保険料納付の状況を知っているとする証人の陳述からも、申立人の保険料の納付がうかがえる具体的な状況は把握できない。

加えて、申立期間は8年と長期間であり、このような長期間にわたり行政側が国民年金保険料の収納記録の事務処理を誤ったものとは考え難い。

そのほか、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、別の読み方による氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を確認したが、その形跡は見当たらず、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年5月から41年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年5月から41年10月まで

申立期間当時は任意加入の時期で、私自身で決めて国民年金に加入した。国民年金に加入したきっかけは、昭和39年5月ごろ、私は家を賃借しており、その貸主が国民年金に入った方が良いと言っていたので加入した。保険料は500円ぐらいだったと思う。A市役所から集金人が来て、領収書をもらった。その領収書は年金手帳に貼付して整理したように記憶している。

申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和39年5月ごろ国民年金に任意加入して、集金人に保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続時期をみると、国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人の国民年金手帳記号番号が昭和41年10月3日に払い出されていることが確認できるものの、当該手帳記号番号払出簿の摘要欄には、「資格取消」「納付なし」の記載がある上、この手帳記号番号のオンライン記録及びA市の被保険者台帳は見当たらないことから、未納のために手帳記号番号が取り消されたものと考えられる。

また、申立人には昭和51年2月に払い出された別の国民年金手帳記号番号があり、この手帳記号番号に係る国民年金被保険者資格に関する記録を見ると、オンライン記録及びA市の記録から、50年11月21日に任意加入により被保険者資格を取得していることが確認できるものの、申立期間中に国民年金に加入した記録は見当たらないことから、申立期間は未加入期間であり保険料を納付することはできない。

さらに、申立人は、集金人に領収書をもらっていたと陳述しているが、申立

期間当時のA市における保険料納付方法は印紙検認方式であり陳述とは符合しない。

加えて、申立人は、申立期間の保険料月額が500円ぐらいであったとしているが、申立期間の保険料は月額100円であり陳述とは一致しない。

そのほか、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、旧姓を含む氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査したが、その形跡は見当たらず、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年12月から51年9月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年12月から51年9月まで

私は、昭和35年9月あるいは同年10月ごろに国民年金に加入し、国民年金制度が発足した当初から妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきた。

昭和50年に会社を設立して、厚生年金保険に加入することになっていたが、そのことを言わなかった。妻は、若いころから外で働いたことがなく、年金制度を知らなかったために、引き続き3か月ごとに集金に来ていたA銀行の職員に納付書で夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。

時期は覚えていないが、妻が途中で、私の国民年金保険料の重複納付に気づき、集金に来ていたA銀行の職員に相談したところ、老後にその分を余分にもらえると聞いていたので、そのままにしておいた。

平成20年5月13日に、社会保険事務所(当時)に申立期間の保険料の納付を照会したところ、21年2月6日に、申立期間の保険料が還付済みとされていると回答をもらったが、受領した覚えが無いので、申立期間の保険料を還付してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では申立期間の国民年金保険料は還付済みと処理されているが、受領した覚えが無いので、申立期間の保険料を還付してほしいと申し立てている。

そこで、申立人の保険料納付状況を見ると、B市の被保険者名簿から、昭和51年4月から同年9月までの保険料を同年5月1日に納付していることが確認できる上、申立人とその妻の特殊台帳から、50年7月から51年3月までの保険料を52年12月に夫婦二人分を一緒に過年度納付していることが確認

でき、申立人が申立期間の保険料を納付していることが分かる。

しかし、昭和51年5月1日に納付した同年4月から同年9月までの保険料について、申立人の特殊台帳の納付記録を見ると、昭和51年度の摘要欄に「51.4～51.9 ~~還付8,400円~~ №51-603」、50年度の摘要欄に「51.4～51.9 過誤納のうち5,500円50年度へ充当、2,900円 還付№51-603」の記載が見られる上、昭和51年4月から同年9月までの納付印が抹消され、50年7月から同年11月までに納付印が押されていることが確認できる。また、資格記録からは、申立人は同年12月1日に国民年金被保険者資格を喪失していることが確認できる。これらの記録から、51年5月に納付された同年4月から同年9月までの保険料8,400円は、厚生年金保険被保険者期間と重複しているため還付されることになったが、当時未納であった50年7月から同年11月までの保険料に5,500円を充当し、残りの2,900円が還付されたものと考えられる。

また、B市の被保険者名簿を見ても、検認記録欄に「51.4-51.9 ¥8,400うち50.7-50.11へ充当5,500円 残2,900円還付 52.3.28」と記載されている上、昭和51年4月から同年9月までの納付日を示す「51.5.1」の日付印が押された納付記録が斜線により取り消され、50年7月から同年11月までの納付記録欄に「充当ス」のゴム印が押されており、特殊台帳の記載内容と符合している。

次に、昭和52年12月に過年度納付した50年7月から51年3月までの保険料について、申立人の特殊台帳の納付記録を見ると、昭和52年度欄に「50.7～51.3 還付9,900円№52-623」と記載されている上、昭和50年7月から51年3月までの保険料を52年12月に過年度納付したことを示す「現.7.12」の納付のゴム印の上から還付印が押されていることが確認できる。これらの記録から、同年12月に過年度納付された50年7月から51年3月までの保険料9,900円は、50年7月から同年11月までの保険料が既に充当により納付済みとなっている上、同年12月から51年3月までの期間が厚生年金保険被保険者期間と重複しているため、還付されたと考えられる。

また、B市の被保険者名簿を見ても、検認記録欄に「50.7-51.3 (¥9,900) 還付 53.2.7 №623」と記載されており、特殊台帳の記載内容と符合しているなど、複数の役所の記録が一致しており、還付に係る事務処理が適正になされなかったことや還付記録の内容を疑わせる周辺事情等も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から同年3月までの期間、同年7月から48年12月までの期間及び60年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 大正14年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和45年1月から同年3月まで  
② 昭和45年7月から48年12月まで  
③ 昭和60年1月から同年3月まで

昭和34年あるいは35年ごろ、夫婦二人で国民年金に加入し、主人あるいは私のどちらかが自宅に来ていた集金人に、毎月、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。

集金人が来なくなって、区役所でまとめて国民年金保険料を納付したこともあり、役所の方から「これですべて完納です」と言われたことを覚えている。また、夫からも国民年金保険料をさかのぼって、まとめて納付していると聞いていた。

一緒に夫婦二人分を納付していた夫の国民年金保険料が全納なのに、私の申立期間①及び②の保険料が未納とされていることは納得できない。

また、区役所で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付したので、申立期間③の保険料が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫婦二人で国民年金に加入し、申立人あるいはその夫のどちらかが自宅に来ていた集金人に、毎月、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。また、区役所で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付したと申し立てている。

申立期間①について、申立期間①直後の昭和45年4月から同年6月までの保険料は、当初、未納の記録となっていたが、同年5月19日に納付したとして、平成2年3月3日に納付済みに記録の訂正が行われている。この訂正に

ついて、年金事務所の職員は明らかな記録漏れであると回答しており、申立人も国民年金手帳に検認印があるとして訂正してもらった記憶があると陳述している。このことを踏まえると、申立人が国民年金手帳を提示して記録の訂正を行った際に、昭和45年4月から同年6月までの納付記録のみが訂正されたことになり、当時の国民年金手帳は昭和41年度から45年度までの国民年金印紙検認記録欄があったことから、申立人の国民年金手帳の国民年金印紙検認記録欄には、申立期間①及び昭和45年7月から46年3月までの期間の検認印は無かったものと容易に確認できたはずである。

次に、申立期間②について、申立人の特殊台帳を見ると、申立期間②直後の昭和49年1月から同年6月までの保険料を51年12月に、50年1月から同年3月までの保険料を同年12月に過年度納付していることが確認でき、夫婦二人分の保険料を毎月納付していたとする申立内容と符合しない。

また、申立期間②直後の昭和49年1月から同年6月までの保険料を過年度納付した51年12月時点では、申立期間②の保険料は、時効により制度上納付することはできない。

さらに、申立期間②は42か月に及んでおり、これほど長期間にわたって保険料の収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとも考え難い。

加えて、申立人の夫は、申立期間①及び②を含め国民年金加入期間の保険料をすべて納付しているものの、オンライン記録の受給権者原簿記録回答票から、昭和55年7月23日に裁定請求を行っていることが確認できるとともに、特例納付の記載があることから、第3回特例納付（昭和53年7月から55年6月まで）により、裁定請求の直前に未納となっていた期間の保険料をさかのぼって納付したものと推測されるが、申立人の夫は既に死亡しており、当時の状況及び特例納付により納付した期間が不明である上、申立人の申立期間①直後の期間の記録訂正のために国民年金手帳が確認されたのは、第3回特例納付実施期間より後の平成2年3月であり、申立人の申立期間②のうち、昭和46年1月から49年12月までは任意加入期間であるため、制度上、特例納付により保険料を納付することはできない。

申立期間③について、申立人の特殊台帳及びオンライン記録を見ると、申立人は、被保険者資格を喪失した昭和60年1月以降、高齢任意加入した記録は見当たらず、申立期間③は国民年金未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年9月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年9月から52年3月まで

私は、厚生年金保険の適用があった会社を昭和48年9月に退職したので、区役所で国民健康保険と一緒に国民年金の加入手続を行った。国民年金手帳は、その場で受け取り、加入日として同年9月20日とはっきり記載されている。

加入後は、毎月、月初めに区役所へ行き、窓口で国民健康保険料と一緒に国民年金保険料を納付していたのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の適用事業所を退職した場合の国民年金被保険者の資格は、退職後における国民年金の加入時期及び国民年金保険料の納付の有無にかかわらず、会社を退職し、厚生年金保険被保険者の資格を喪失した日に取得するものとされている。

そこで、申立人に係る国民年金の加入時期を調査すると、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期及び手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得日から、昭和52年11月ごろに加入手続が行われたものと推定され、申立人が会社を退職し、厚生年金保険被保険者の資格を喪失した48年9月20日(平成18年2月に資格取得日が変更され、現在は昭和48年9月21日)までさかのぼって国民年金被保険者の資格を取得していることが、申立人の所持する年金手帳及びオンライン記録により確認できる。したがって、加入手続が行われた時点において、申立期間の保険料は、時効により納付できない期間を含む過年度保険料であり、基本的に現年度保険料の収納しか取り扱わない区役所窓口で納付することができなかつたものと考えられる上、申立人は、過去の保険料を

さかのぼって一括納付した記憶は無いと陳述している。

また、申立人が、申立てどおり、昭和 48 年 9 月に国民年金の加入手続きを行い、申立期間の保険料を毎月区役所窓口で現年度納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認し、各種の氏名検索を行ったが、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった上、申立期間は 3 年 7 か月に及び、このような長期間にわたり、納付記録が毎回連続して欠落することは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年9月から38年3月までの期間、39年1月から同年3月までの期間及び44年4月から47年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和7年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年9月から38年3月まで  
② 昭和39年1月から同年3月まで  
③ 昭和44年4月から47年3月まで

私は、昭和36年8月にA市B区に転入後、すぐに区役所から集金人が来て国民年金の加入を勧められたので、夫婦二人分の加入手続を行った上、同年9月の保険料から納付を開始した。以後は、3か月ごとに来る集金人に、私が夫婦二人分の保険料を一緒に納付してきたのに、申立期間①及び②が未納とされていることは納得できない。

また、昭和42年\*月に子供を出産後、時期ははっきり覚えていないが、「区画整理」により、住所がA市B区から同市C区に変更され、それ以降は、私がC区役所の出張所に出向いて、毎月夫婦二人分の保険料を一緒に納付してきたのに、申立期間③が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年8月にA市B区に転入後、集金人の勧めで申立人及びその夫に係る国民年金の加入手続を行ったと申し立てているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、1年後の37年8月に夫と連番で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、このころに夫婦一緒に加入手続が行われたものと推定され、加入手続の時期において、申立内容と符合しないほか、加入手続時点において、申立期間①のうち、同年3月以前の保険料は過年度保険料であり、基本的に現年度保険料しか取り扱わない集金人に納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間①及び②については、自宅に来るA市B区の集金

人に、住所変更後の申立期間③については、C区役所の出張所で、それぞれ申立人が申立人及びその夫の保険料を一緒に納付してきたと申し立てているところ、申立人が一緒に納付してきたとする夫の申立期間①、②及び申立期間③のうち、昭和45年12月以前の保険料は、申立人と同様に未納となっている上、申立期間は二つの区に及び、合計4年以上と長期間であるが、この間、複数の区において、納付記録の一部又は全部が、夫婦同時に、かつ、毎回連続して欠落することは考え難い。

さらに、申立人及びその夫に係る特殊台帳を見ると、申立期間③中の昭和45年4月1日付けで不在被保険者として管理されたことがうかがえる記載とともに、50年9月にA市B区から同市C区に住所変更した記載が確認できる上、夫婦共に、同年12月に、その時点で時効にかからず納付が可能であった48年1月から50年3月までの27か月の保険料を過年度納付し、申立人については、申立期間③直後の47年4月から同年12月までの9か月の保険料を、夫については、46年1月から47年12月までの24か月分の保険料を、それぞれ特例納付していることが確認でき、ともに60歳まで(夫は59歳で亡くなっている)保険料を納付することにより、申立人及びその夫の年金受給資格期間である25年を確保していることを踏まえると、これらの納付記録自体に特段不合理な点は認められない。しかも、これらの納付記録が存在することについて、申立人に改めて事情を聴取したところ、時期は定かではないが、ニュース等で「今なら未納期間の保険料を納付することができる」ということを知り、区役所の出張所で夫婦二人分として7万円ぐらいの保険料をまとめて納付したことを思い出したと陳述していることから、この当時、申立人が過去に保険料の未納期間があることを認識していたものと考えられる上、当該過年度納付及び特例納付に係る夫婦二人分の保険料額を試算すると、合計で7万1,100円となり、申立人が保険料をまとめて納付したとする納付金額とおおむね一致する。

加えて、別の国民年金手帳記号番号の払出しの可能性について、A市B区を管轄するD社会保険事務所(当時)及び同市C区を管轄するE社会保険事務所(当時)における国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認し、各種の氏名検索を行ったが、申立人及びその夫に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった上、申立人が申立期間①、②及び③の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から50年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月から50年11月まで

昭和47年に出産のため会社を退職した際、老後のことを考え、区役所で国民年金の加入手続を行った。

申立期間の保険料については、納付した詳しい時期及び場所などは思い出せないが、たぶん区役所あるいは社会保険事務所（当時）でさかのぼって納付したように思う。

年金手帳の資格取得日が昭和47年10月25日となっていたのを、就職時に会社に提出した際に、50年12月12日と訂正され返却されたことも納付できないので調べてほしい。

申立期間が未加入期間とされているのは納付できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する国民年金手帳及び特殊台帳の資格記録欄を見ると、申立人は、昭和50年12月12日に、初めて国民年金の任意加入被保険者資格を取得しており、申立期間は任意未加入期間となり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

一方、申立人は、昭和47年に会社を退職した際、区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、区役所又は社会保険事務所ですかのぼって納付したと申し立てしているところ、所持する年金手帳を見ると、同年10月25日付けでいったん強制加入と記録された上、訂正日は不明であるが、A市の印により50年12月12日付けで任意加入へと訂正されていることが確認できるものの、所持する2冊の年金手帳はいずれも49年11月以降に使用された3制度共通のものであることから、申立人の国民年金への加入手続は、少なくとも同年11月以降と考えるのが相当である。

また、特殊台帳によると、申立人の国民年金被保険者資格は昭和 50 年 12 月 12 日に初めて任意加入により取得したことが記録されている以外に、それ以前に被保険者資格を取得した事跡は見当たらない。

さらに、昭和50年12月当時は、第2回特例納付実施期間中であつたものの、特殊台帳等を見ても、申立期間の国民年金保険料について特例納付した事跡は確認できず、申立人も申立期間の保険料額は覚えていないと陳述しており、申立期間の保険料が特例納付された事情をうかがうことはできなかった。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

このほか、申立期間は 38 か月に及んでおり、これほど長期間にわたって国民年金保険料の収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとも考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年8月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年8月から48年3月まで

父から20歳になったら国民年金の加入手続をすると言われていたので、20歳になった間もない時期に、母が加入手続をしてくれた。

加入手続当時の私の国民年金保険料は、月額250円で、その時の両親の保険料は、月額300円であったと母から聞いており、また、申立期間の保険料については、母が3か月ごとに自宅に来た集金人に父と私の分と合わせて家族3人分を納付しており、その際、年金手帳に領収印を押してもらっていた。

現在所持する年金手帳は、昭和48年3月20日に新たに切り替わったものであり、国民年金加入当初は別の年金手帳を所持していたことを記憶している。

申立期間の国民年金保険料については、母が納付してくれているはずであり、未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和44年ごろに、母が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、母が3か月ごとに集金人に家族3人分を納付していたと申し立てている。

しかし、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市B区において、昭和48年3月31日に払い出されており、また、申立人が所持する国民年金手帳の発行日も同年3月20日と記載されていることから、この時点においては、申立期間のうち、44年8月から45年12月までの国民年金保険料は、制度上納付することができず、また、46年1月から47年3月までの保険料は過年度保険料となり、集金人に納付することはできない。

また、上記のとおり、国民年金手帳発行日等からみて、申立期間のうち、昭和47年4月から48年3月までの国民年金保険料については現年度納付することは可能であるものの、所持する国民年金手帳の印紙検認記録欄には検認印が無い。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査や氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

加えて、申立期間は44か月に及んでおり、これほど長期間にわたって国民年金保険料の収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとも考え難い。

このほか、申立人は、国民年金加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、保険料の納付を担っていたとする申立人の母の記憶も明確ではなく、申立期間の保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 15 日から 37 年 3 月 26 日まで  
60 歳になり年金の受給手続のため社会保険事務所(当時) に出向いた際、A社における厚生年金保険加入期間が、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。  
脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

オンライン記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約4か月後の昭和37年7月20日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されたページを含む前後計11ページのうち、申立人と同一時期(おおむね2年以内)に受給要件を満たし資格を喪失した女性19人について、脱退手当金支給記録を調査したところ、受給者は申立人を含め12人みられ、うち9人が資格喪失後約6か月以内に支給決定されていることが確認できるほか、当時の同僚から、「一時金をもらったという者も何人かいたので、会社が脱退手当金の代理請求をしていたと思う」旨の陳述が得られたことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳を見ると、脱退手当金が支給決定される直前の昭和37年5月25日付けで脱退手当金算定のために必要となる標

準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことを示す「回答済」の表示が確認できるほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号は、申立期間と申立期間後の被保険者期間では別の記号番号となっていることから、脱退手当金を受給したために記号番号が異なっていると考えるのが自然である。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 8 日から 35 年 1 月 23 日まで  
オンライン記録によれば、A社における厚生年金保険加入期間について、昭和 35 年 3 月 21 日に脱退手当金を受給したことになる。

A社退職後に脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金は請求した記憶は無く、受給していないとしている。

オンライン記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 2 か月後の昭和 35 年 3 月 21 日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄を見ると、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに脱退手当金支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、当時は、通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は支給できなかったことから、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえないほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、脱退手当金を支給する場合は、本来、過去すべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より以前に勤務した 2 社の期間については未請求になっている。

しかし、申立期間の厚生年金保険被保険者記号番号とは別番号になっている上、その期間も10か月と1か月と短期間であることを踏まえると、請求の内容とされなかった可能性も否定できない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 大阪厚生年金 事案 6182 (事案 3364 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 3 月 21 日から 36 年 9 月 19 日まで  
② 昭和 36 年 10 月 21 日から 40 年 12 月 1 日まで

前回の年金記録確認第三者委員会への年金記録確認の申立てにおいて、「事業主による代理請求の可能性が高い」との理由により、記録訂正が認められないとの通知を受け取った。

これを受けて、A社(以前は、B社)C工場の担当者に、本人の同意なく会社が脱退手当金の代理請求を行っていたか問い合わせたところ、「会社が勝手に代理請求をすることは絶対がない。会社は脱退手当金に関する手続は一切行っていない。それは社会保険事務所(当時)の仕事である」旨の回答を得た。

私は、脱退手当金を請求した覚えも受け取った覚えも無いし、会社も代理請求はしていないと言っている。前回の決定は納得がいかないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、B社C工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の前後計100人のうち、申立人と同一時期(おおむね2年以内)に受給要件を満たし資格を喪失した女性24人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は申立人を含め19人みられ、その全員が資格喪失後6か月以内に支給決定されているほか、支給決定日が同一日となっている受給者が散見されることを踏まえると、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられるとの理由などから、既に当委員会の決定に基づき、平成21年6月8日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間の最終事業所であるB社C工場の担当者に確認したところ、「脱退手当金の代理請求を行っていない」旨の回答を得たと主張しているが、当委員会が改めて同社に確認したところ、「会社としては前回の回答どおり当時の資料が無く代理請求を行っていたかどうかは不明である」旨陳述しており、申立人が主張する内容を確認することはできなかった。

また、B社C工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同一時期（おおむね2年以内）に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、脱退手当金支給記録が確認できる複数の同僚から、「当時、会社から厚生年金保険を脱退するか聞かれて、脱退手当金受給を選んだ」、「脱退手当金を受給したが手続は会社がしてくれたと思う」等、同社が脱退手当金の請求に関与していたことをうかがわせる陳述が得られたことを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

このほか、申立人から新たな資料及び情報の提出は無く、当委員会の当初決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

これらの事情を踏まえると、当初の主張及び資料と併せて検討しても、当委員会の当初の判断を変更すべき事情は認められず、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年9月1日から30年12月30日まで  
② 昭和32年8月8日から35年4月1日まで

オンライン記録によれば、昭和22年4月18日から35年4月1日までの間に勤務したA社B工場、同社C工場、D社及びE社の4社における厚生年金保険加入期間について、脱退手当金が支給されたことになっている。

A社の2工場に勤務していた期間については、会社が手続を行ってくれ、同社C工場を退職後すぐに脱退手当金を受給した。

しかし、その後に勤務したD社及びE社の期間については脱退手当金の請求も受給もしていないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録上、申立期間と合算して脱退手当金が支給されたこととなっているA社B工場及び同社C工場における厚生年金保険加入期間については、会社が手続を行ってくれ、同社C工場を退職後すぐに脱退手当金を受給したと主張しているところ、申立期間以前に脱退手当金の支給記録は確認できず、申立てに係る脱退手当金は同社B工場及び同社C工場の期間を含めて支給されていることを踏まえると、同社C工場退職後に脱退手当金を受給したことをうかがわせる事情は見当たらず、申立期間と併せて受給したと考えるのが自然である。

また、E社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されたページを含む前後2ページのうち、申立人と同一時期(おおむね2年以内)に、受給要件を満たし資格を喪失した13人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は申立人を含め12人みられ、うち9人が資格喪失

後約6か月以内に支給決定されている上、支給決定日が同一日となっている受給者も散見されるほか、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号は、申立期間と申立期間後では別の記号番号となっていることから、脱退手当金を受給したために異なっていると考えるのが自然である。

加えて、申立人の脱退手当金は、E社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月後の昭和35年6月8日に支給決定されている上、申立期間とそれ以前の期間を基礎とした脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さやうかがえないほか、申立人から聴取しても申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 47 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年9月22日から同年10月1日まで  
② 平成10年2月1日から同年3月1日まで

私は、平成9年9月22日にA社にB業務従事者として入社し、10年2月28日まで勤務したが、社会保険庁（当時）の記録によると、同社における勤務期間のうち、9年9月22日から同年10月1日までの期間及び10年2月1日から同年3月1日までの期間が厚生年金保険に未加入とされている。

A社の入社日は平成9年9月22日で間違いなく、また、預金通帳により同社における最後の給与が、同社を退職した10年2月28日の翌月の同年3月13日に振り込まれていることが確認でき、同年2月28日まで勤務していたことが証明できるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社から、「当時のことは分からないが、現在は入社日から約3週間程度は試用期間としており、月途中で入社した者は、雇用保険の加入日は入社日としているが、厚生年金保険の加入日は、入社日とするか、又は入社日の属する月の翌月初日とするか個別に話し合いで決めている」旨の陳述が得られた。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されているページを含む前後計10ページに記載された者190人について被保険者資格の取得日を確認したところ、資格取得日が月途中の者は72人みられるが、その資格取得日のほとんどが9日以前となっている。同社における給与計算の締め日は月末で、給与支払日は毎月15日であることを踏まえると、月の中旬ごろに入社した者は、入社月の給与は元々少なく、保険料を控除すると更に手取額が減少することに配慮して、翌月加入としていた可能性も考えられる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、平成9年5月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる同僚から、「私が、A社に入社したのは平成9年4月17日で、入社時に同社から、試用期間及び厚生年金保険の加入日について説明があった記憶がある」旨の陳述が得られた。

加えて、平成9年5月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得している別の同僚が保管する雇用保険被保険者証によると、当該同僚に係る雇用保険被保険者資格の取得日は、同年4月11日であることが認められる。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた事情は見当たらない。

申立期間②については、雇用保険被保険者資格取得届確認照会回答書によると、申立人は、A社を平成10年1月31日に離職し、2日後の同年2月2日に次の勤務先であるC社において被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、A社が保管する申立人に係る人事台帳によると、申立人の退職日は、平成10年1月31日であることが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、A社に係る申立人の健康保険被保険者証は平成10年2月9日に社会保険事務所（当時）に返納されていることが確認できる。

加えて、申立人がA社の次に勤務したC社における同僚二人（いずれも平成10年5月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得）から、「期間までは覚えていないが、C社では、当時、試用期間があったと思う」旨の陳述が得られたところ、そのうち一人から、「私が、C社に入社したのは平成10年4月である」旨の陳述が得られたことから、同社では、申立人についても平成10年2月は試用期間に当たり、雇用保険のみ加入し厚生年金保険には加入していなかったと考えるのが自然である。

なお、申立人は、預金通帳によると、A社の最後の給与が平成10年3月に振り込まれている旨申し立てしているところ、当時の取引銀行への照会回答結果によると、同社における給与は、同年2月の振込みが最後であり、同年3月の振込みは、C社からの振込みであったことが確認できる。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年2月1日から8年3月31日まで  
社会保険事務所(当時)の記録によると、私が事業主として経営していたA社における申立期間の標準報酬月額が9万8,000円となっている。  
当時、私は、月に80万円の報酬を得ていたところ、社会保険事務所の指導により、標準報酬月額を2年前にさかのぼって引き下げる届出書類に押印した。申立期間に係る標準報酬月額を実際の報酬額に見合った額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成5年10月から6年10月までの期間は53万円、同年11月から8年2月までの期間は59万円と記録されていたところ、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失処理と同時に、6年2月に遡<sup>そきゅう</sup>及して9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人に係る標準報酬月額の遡及訂正は、2度の定時決定(平成6年10月1日及び7年10月1日)を超えて行われているほか、平成6年2月1日の月額変更が新たに追加されており、不自然な処理が行われていることが認められる。

しかしながら、A社に係る商業登記簿によると、申立人は、昭和50年6月10日から法人の破産宣告を受ける平成10年4月\*日まで、同社の代表取締役であることが確認できる。

また、申立人は、「A社では、社会保険料控除等の金銭管理を含む経営判断は、社長である私が行っていた。平成元年ごろ以降は会社の経営が苦しく、8年3月ごろには120万円程度滞納していたと思う。この滞納保険料を減らすた

め社会保険事務所から、『標準報酬月額の遡及減額訂正及び適用事業所ではなくなる旨の処理を行うように』と促され、社会保険事務所への届出書類に押印して提出した。当該遡及減額訂正で滞納額が80万円から90万円程度減ったので、残りの30万円から40万円程度を支払い、滞納はすべて解消できたように思う」旨陳述しており、社会保険事務所の指導に従ったとしているものの、申立人は遡及訂正に係る書類であることを認識の上、同社の代表取締役として届出書類に押印し提出したことを認めている。

以上の事情及び関連資料等を総合的に判断すると、申立人が会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額の引き下げに係る届出を行いながら、当該処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 大阪厚生年金 事案 6186 (事案 3726 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年2月1日から34年4月1日まで  
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社(現在は、B社)で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

それで、年金記録確認第三者委員会に対して記録訂正を申し立てたが、申立期間の一部における勤務は推認できるものの、厚生年金保険料控除についてまでは確認できないとして申立ては認められなかった。

今回、新たな資料として、申立期間当時のA社の従業員の集合写真並びに自分が記憶する従業員及び取引先をまとめた一覧表を提出するので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、当時の事業主の家族の陳述から判断して、申立人が申立期間の一部においてA社に勤務していたことは推認できるものの、B社は申立期間当時の人事記録等の資料を保管しておらず、申立期間当時の事業主は既に死亡しているため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除について確認することはできない等として、既に当委員会の決定に基づき、平成21年7月27日付けで年金記録の訂正は必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、A社での勤務等を示す新たな資料として、申立期間に撮影されたとする自身も写る同社従業員の集合写真を提出しているところ、先述の事業主の家族は「私がA社の店舗兼自宅に住み始めた昭和33年1月以降に入社してきたと記憶する従業員が写っている」としていることから、当該

写真により申立期間のうち、昭和 33 年 1 月より前の期間における申立人の勤務を推認することはできない。

また、申立人は記憶する申立期間当時の同僚及び取引先を一覧表にまとめて提出しているところ、連絡先が判明した者に照会を行ったが、申立人の申立期間に係る入社時期を記憶している者はいない。

これらを総合的に判断すると、今回提出された資料は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 10 月ごろから 29 年 6 月 1 日まで  
② 昭和 29 年 6 月 8 日から 30 年 3 月ごろまで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。昭和 28 年 3 月に中学校を卒業し、半年間B校に通った後にA社に入社し、1年半ほど勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の元従業員の陳述から判断して、期間は特定できないものの、申立人が、厚生年金保険記録の有る昭和 29 年 6 月の前後 1 年間ほど、A社に継続して勤務していたことが推認できる。

しかし、申立期間①については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録の有る元従業員で連絡の取れた 7 人のうち 6 人が、入社 of 2 か月から 10 か月後に厚生年金保険に加入しており、そのうち 2 人は、「申立期間当時は、見習い期間があった」と陳述していることから、同社では、申立期間当時、入社後すぐには従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

申立期間②については、申立人及びその母に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）から、申立人とその母が、昭和 29 年 6 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し同年 6 月 8 日に喪失していること、及び同年 6 月 9 日に母だけが、資格を再取得していることが確認でき、これは前述の被保険者名簿の記録と一致している。

また、A社は、昭和 31 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、

同社の所在地を管轄する法務局で商業登記の記録も確認できないため、申立期間当時の事業主及び役員とは連絡が取れず、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況を確認することはできない。

さらに、前述の被保険者名簿の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に遡<sup>そきゅう</sup>及訂正等の不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る保険料控除について確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 8 月 20 日から 36 年 1 月 24 日まで  
② 昭和 36 年 10 月 1 日から 37 年 1 月 8 日まで  
③ 昭和 39 年 4 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間は、A社に勤務したので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の事業主の妻の陳述から判断して、時期は特定できないものの、申立人がA社で勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、申立期間当時の事業主の妻は、「申立期間当時の事業主である夫から、A社は個人経営で従業員が1人から2人であったため、厚生年金保険の適用事業所となれず、従業員を厚生年金保険に加入させることができなかつたと聞いたことがあるので、従業員の給与から厚生年金保険料は控除していなかつたと思われる」旨陳述している。

さらに、オンライン記録において、申立人が記憶する同僚3人及び申立期間当時の事業主の厚生年金保険の加入記録を確認したが、申立期間においてA社での加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年5月ごろから29年9月10日まで  
② 昭和29年11月1日から同年12月ごろまで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社B事業所に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社B事業所には昭和26年5月ごろから29年12月ごろまで勤務したので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間もA社B事業所に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社B事業所は、昭和30年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は連絡先不明であるため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況は確認できない。

また、申立人は、申立期間に勤務した事業所がA社B事業所であったかどうかについて記憶が曖昧である上、申立期間当時の同僚の名前を記憶していないため、同社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に加入記録が確認できる複数の元従業員に照会したが、申立人を記憶している者はいない。

さらに、前述の被保険者名簿において、申立人のA社B事業所における資格取得日は昭和29年9月10日、資格喪失日は同年11月1日と記録されているところ、厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)における資格の取得日及び喪失日に係る記録もこれに一致していることが確認でき、同名簿及び同台帳の記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、



控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 9 月から 48 年 6 月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与より低く記録されていることが分かった。同社の取締役にと誘われて、新規事業立ち上げのために、前職退職時より高額な給与を支払うとの約束で同社に転職したので、前職より標準報酬月額が下がっていることは納得できない。また、在職中に給与に変動があった記憶は無く、申立期間後に標準報酬月額が倍増されていることも不審であり、申立期間後の標準報酬月額が、実情に即したものと考える。調査の上、本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社の取締役から、前職よりも高給を約束されて、同社に転職した旨主張しているが、当該取締役は、申立人を覚えているものの、申立人の業務内容、給与月額、保険料控除、保険料納付及び社会保険事務所への届出に関して、いずれも不明と回答しており、申立人陳述の転職時の約束も含めて、当時の事情について明らかにすることはできない。

また、申立人は、申立期間当時のA社の従業員のうち、新規事業の立ち上げに従事していたのは、自身のみであり、ほかの従業員とは就職に至る経緯が異なるため、入社時の給与月額も異なる旨陳述しており、申立人と同質性の高い同僚の標準報酬月額との比較はできないが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が勤務していた期間の前後に被保険者資格を取得している元従業員 20 人について資格取得時の標準報酬月額を申立人と比較

してみても、申立人の申立期間に係る標準報酬月額のみが元従業員と異なり低額であるという事情は見当たらない。

さらに、当該元従業員の一人名は、「申立期間当時、支給されていた給与額について、はっきり覚えてはいないが、自分についての標準報酬月額の記録に間違いがあるとは思っていない」旨陳述しているほか、前述の被保険者名簿を見ても、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正された事蹟は認められない。

加えて、A社は既に解散しており、申立期間当時の賃金台帳等は残されていないため、申立人の申立期間に係る給与月額及び保険料控除額は確認できない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 5 月ごろから 33 年 7 月ごろまで

私は、昭和 32 年 5 月から 33 年 7 月までの期間は、A 県 B 市にある D 社 C 工場内の E 社に事務職として勤務していた。また、退職後に失業保険を受給した記憶がある。

申立期間は間違いなく E 社に勤務していたのに厚生年金保険の加入記録が無く納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述から判断すると、期間は特定できないものの、申立人は、D 社 C 工場の下請で勤務していたものと考えられる。なお、E 社 F 出張所で厚生年金保険の加入記録がある同僚からは、申立事業所である E 社において、申立人が在籍していたとする回答は得られなかった。

一方、オンライン記録において、E 社 F 出張所が厚生年金保険の適用事業所となった日は昭和 35 年 8 月 11 日であり、申立期間は、同社 F 出張所が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間に当たる。

また、E 社 F 出張所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 35 年 8 月 11 日に資格を取得している複数の同僚は、同年 8 月 5 日までの期間は E 社本社において加入していることが確認できることから、申立人が同社本社において厚生年金保険に加入していた可能性を含め、E 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を縦覧調査したが、申立人の加入記録は見当たらなかった。

さらに、E 社及び同社 F 出張所は昭和 58 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主は既に死亡しているほか、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の同僚を抽出し調査したが、申立人の申立期間における厚生年金保険への加入及び保険料控除等について具体

的な陳述は得られなかった。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間に申立人に該当する厚生年金保険被保険者記録を確認することはできない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、申立人の記憶は定かではなく、これを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 10 月 19 日から 46 年 3 月 9 日まで  
② 昭和 49 年 7 月 16 日から 50 年 5 月 6 日まで

私は、申立期間も A 社に B 業務従事者として勤務していた。

社会保険事務所（当時）で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、当該期間の加入記録が無いので、厚生年金保険の加入期間と認めてほしい。

なお、昭和 46 年 3 月 9 日から 49 年 7 月 16 日までの期間は、C 社での加入記録があるが、同社に勤務した記憶は無い。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、申立期間も A 社で継続して勤務していたと申し立てているところ、雇用保険の記録によると、申立期間中の昭和 43 年 1 月 31 日に離職していることが確認できる。

しかしながら、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の昭和 42 年 10 月 19 日付けの資格喪失届に係る進達処理手続は同年 11 月に行われており、また、申立人の父親及び祖父も申立人と同じ日付で同社における被保険者資格を喪失し、これら二人の進達処理手続も同年 11 月に行われていることが確認できるなど、申立人を含むこれら 3 名の被保険者資格の資格喪失手続に不自然な点は見当たらない。

さらに、A 社は「申立人の申立期間における保険料控除については不明」と回答しているほか、オンライン記録から、複数の同僚を抽出し調査したが、申立人の申立期間における厚生年金保険への加入及び保険料控除については具体的な陳述を得られなかった。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、申立期間もA社で勤務していたと申し立てているが、同社提出の従業員住所録(平成10年11月1日現在)には、申立人の入社年月日は昭和50年5月6日と記載されていることが確認できるほか、同社の元事業主及び同僚の陳述においても、申立人の申立期間における在職を確認することはできなかった。

一方、A社E営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の資格取得届に係る進達処理手続は、昭和50年5月21日に行われていることが確認でき、このことは、平成10年11月1日現在の同社従業員住所録に、申立人の入社年月日が「昭和50年5月6日」と記載されていることとも符合しており、上記被保険者名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

また、上記のとおり、A社は「申立人の申立期間における保険料控除については不明」と回答しているほか、オンライン記録から、複数の同僚を抽出し調査したが、申立人の申立期間における厚生年金保険への加入及び保険料控除について、具体的な陳述は得られなかった。

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録は見当たらない。

なお、申立人は、C社(現在は、D社)という名称の事業所に勤務した記憶はなく、昭和41年5月4日から平成12年1月1日までの期間は、申立期間を含め、A社に継続して勤務していたと申し立てているが、C社に係る被保険者記録を見ると、46年3月9日から49年7月16日までの期間において、同社における申立人の厚生年金保険の加入記録が確認でき、当該記録は雇用保険の加入記録とも一致していること、A社の元事業主及びC社は、いずれも「両社は、関連会社ではなく従業員の出向及び転籍も考えられない」旨を回答していることなどから、申立人は、当該期間において、オンライン記録どおり、C社で厚生年金保険に加入していたものと考えられる。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年6月1日から同年10月1日まで  
② 昭和20年8月31日から22年5月30日まで  
③ 昭和22年7月7日から23年5月1日まで

申立期間①については、高等小学校卒業後、A社(現在は、B社)でC業務に従事した。私が保管している厚生年金保険被保険者証の資格取得日は昭和19年6月1日となっているのに、社会保険庁(当時)の記録では同年10月1日から資格の取得となっている。

また、申立期間②及び③については、1年半ほどD社で勤務したが、それ以外の期間はB社で継続して勤務したと記憶しており、昭和38年9月21日まで勤務していたことは同社も証明している。

これら申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、B社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿によると、申立人に係る健康保険の資格取得日は昭和18年8月9日、資格喪失日が20年8月31日と記録されていることから、申立人は、申立期間も同社で勤務していたことが確認できる。

一方、申立人提出の厚生年金保険被保険者証によると、記号番号は\*\*\*\*-8\*\*\*\*、資格取得日が昭和19年6月1日と記載されているところ、管轄社会保険事務所(当時)は、「申立人に付番された厚生年金保険記号番号(\*\*\*\*-8\*\*\*\*代)は昭和19年10月から適用となる男子事務職及び女子の被保険者に払い出された記号番号であり、また、当該記号番号が付番された者については、昭和19年6月から同年9月までの期間は、法律が施行されるまで



の準備期間であり、その間は保険料の徴収が行われなかったため、厚生年金保険の被保険者期間からは、除外されている」としている。

また、B社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿を見ると、申立人と同じく健康保険のみに加入し、労働者年金保険に加入していない同僚が19人確認できることから、同社では、当時勤務していたすべての従業員を労働者年金保険に加入させていた訳ではなかったことがうかがわれる。

さらに、B社では、申立人を、昭和19年6月1日まで労働者年金保険に加入させていなかったことについて、当時の資料が残っておらず経緯等は不明であると回答している。

加えて、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除についての記憶は定かではなく、このほか、申立人が申立期間①において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

申立期間②について、申立人が戦後すぐに入社してきたとして名前を挙げた同僚は、「私は、昭和21年4月1日にB社に入社した」と、申立人の陳述と符合する陳述をしていることから判断すると、勤務期間は特定できないものの、申立人は、当時、同社で勤務していたものと推認される。

しかしながら、B社の前身であるA社は、昭和20年8月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間は、同社が厚生年金保険の適用事業所ではない期間に当たる。

一方、B社は、昭和22年4月1日に新たに厚生年金保険の適用事業所となっているところ、21年4月1日に同社に入社したとする上記同僚からは、「B社が厚生年金保険の適用事業所となるまでの期間は、給与から厚生年金保険料は控除されていなかった」旨の陳述が得られた。

また、申立期間のうち、B社が適用事業所となった昭和22年4月1日から同年5月30日までの期間における申立人の厚生年金保険への加入及び保険料控除について、B社では、「当社は、厚生年金保険の適用事業所となった昭和22年4月1日以降の『健康保険厚生年金保険失業保険被保険者原簿』を保管している。当該被保険者原簿には、同年4月1日に厚生年金保険の資格を取得したすべての従業員について記録されているが、申立人が同日に資格を取得したとする記録は見当たらない」と回答しているほか、同僚からも申立人の当該期間における保険料控除等について具体的な陳述を得ることはできなかった。

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録は見当たらない。

加えて、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除についての記憶は定かではなく、このほか、申立人が申立期間②において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

申立期間③について、申立人は、申立期間前の昭和 22 年 5 月 30 日から同年 7 月 7 日までの期間を含め、D 社に勤務するまでの期間は、申立事業所である B 社に継続して勤務していたと申し立てている。

しかしながら、オンライン記録によると、当該昭和 22 年 5 月 30 日から同年 7 月 7 日までの期間は、E 社において厚生年金保険に加入していることが確認でき、当該期間を含め B 社で勤務していたとする申立内容とは矛盾するほか、申立人自身も B 社をいったん退職し再入社したのは、D 社で勤務した後であったとも陳述している。

これらのことから、申立人は、申立期間③のうち、数か月間は、B 社ではなく、既に D 社に勤務していた可能性も否定できない。

また、申立人が名前を挙げた同僚はいずれも亡くなっているため、申立人の B 社における勤務実態及び厚生年金保険への加入について事情照会することはできない一方、D 社は、平成 14 年 7 月 2 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の同社における勤務期間等を確認することもできなかった。

さらに、B 社が保管する上記の被保険者原簿によると、申立人の厚生年金保険への加入年月日は昭和 24 年 11 月 30 日と記録されているほか、同社保管の「失業保険法改正に伴う届出に対する通知書」によると、申立人の失業保険への加入年月日は、厚生年金保険と同一日の同年 11 月 30 日となっており、オンライン記録とも一致している。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録は見当たらない。

また、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除についての記憶は定かではなく、このほか、申立人が申立期間③において給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年10月2日から平成10年11月4日まで  
厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間の標準報酬月額が、実際の給与よりも低く記録されていることが分かった。当時の給与支給明細書を提出するので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった申立期間に係る給与支給明細書における保険料控除額に基づいて算定した標準報酬月額は、オンライン記録の申立人に係る標準報酬月額の記録と一致している。このため、事業主は、申立期間の申立人の給与において、オンライン記録どおりの標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を控除していたものと認められる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 2 月 1 日から 30 年 6 月まで  
② 昭和 31 年 8 月 4 日から 32 年 5 月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間の加入記録が無いと回答を受けた。

申立期間①については、昭和 30 年 7 月に A 社に入社するまで B 社で勤務したが、同社での加入記録は 29 年 1 月までしかない。

申立期間②については、昭和 32 年 5 月まで A 社 C 出張所で勤務したが、同社での加入記録は 31 年 7 月までしかない。

申立期間もそれぞれの会社に勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、B 社に継続して勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、B 社は、昭和 33 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主及び経理担当者は死亡しているほか、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録の有る元従業員に照会し 3 人から回答を得たが、申立人を覚えている者はいないため、これらの者から、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況は確認できない。

また、申立人が同僚として記憶している二人は、前述の被保険者名簿において記録が確認できない。

なお、当該被保険者名簿を見ると、多数の被保険者欄に、昭和 29 年に健康保険証の検認を行った旨の「29 検」の押印が確認できるところ、申立人の欄

にはこの押印が無いことから、申立人は検認時期までに健康保険被保険者証を返納していたものと考えられる。

申立期間②については、申立人は、A社C出張所に継続して勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、社会保険事務所において、A社C出張所が厚生年金保険の適用事業所となった記録は無い。

また、申立人が同僚として記憶する4人は所在が不明であり、申立人の申立期間における勤務の状況は確認できない。

さらに、A社は、昭和44年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主は既に死亡し、経理担当者の連絡先は不明であることから、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することもできない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者資格を取得している元従業員に照会し20人から回答を得たが、同社C出張所に勤務経験の有る者はおらず、申立人を覚えている者もない。

また、申立人は、A社C出張所がD市内において移転した後まで勤務していたとしているが、移転時期を覚えておらず、同社の商業登記の記録簿を見ても移転時期は確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 7 月から 40 年 5 月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社で勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答を得た。

A社では、B業務に従事しており、会社の相談役のようなことをしていた。給与から厚生年金保険料が源泉徴収されていた記憶があるので、申立期間に厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立期間当時の経理担当者は、「申立人が頻繁に社長を訪ねてきていたことを覚えている。来社時は社長とだけ話をしていた。申立人がA社に勤務していた記憶は無い」と陳述しており、申立期間当時の事業主の子で従業員でもあった者は、「申立人が兄の知人であることは記憶しているが、A社に勤務していたかどうかまでは分からない」と陳述している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録の有る元従業員に照会し8人から回答を得たが、申立人を覚えている者はいない。

さらに、前述の8人のうちの4人及び事業主の子は、自身の入社時期を記憶していたが、それぞれが入社したとする時期と厚生年金保険の資格取得日を見ると、入社から7か月後ないし12か月後に資格を取得していることから、A社では、申立期間当時、入社と同時に従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

加えて、A社は昭和46年に倒産しており、申立期間当時の事業主及び社会

保険事務担当者は既に死亡しているため、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況は確認できない。

また、前述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 大阪厚生年金 事案 6197

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 4 月から 36 年 3 月まで  
② 昭和 36 年 4 月から 39 年 8 月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。

申立期間①は、公共職業安定所の紹介でA社に入社し、B業務に従事した。

申立期間②も、公共職業安定所の紹介でC社に入社し、会社に住み込んでB業務に従事した。

当時の同僚が厚生年金保険の被保険者資格を取得しているのであれば、私も被保険者資格が認められると思う。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、A社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社は、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、所在地を管轄する法務局で商業登記簿の記録も確認できない。

また、申立人は、A社の事業主及び同僚の氏名を記憶しておらず、これらの者から、同事業所における申立人の勤務の状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない

さらに、申立人は、A社から健康保険被保険者証を受け取っていないと思うと陳述している。

申立期間②については、C社の業務内容及び勤務の形態に係る申立人の陳述内容について、申立期間当時の事業主の子が同社の実態に符合しているとして、時期は特定できないものの申立人が同社に勤務していたことが



推認できる。

しかし、C社は、昭和37年2月21日にいったん厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、再度適用事業所となったのは、41年6月1日であるため、申立期間のうち、37年2月21日以降は厚生年金保険の適用事業所ではない。

また、申立期間当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間に係る保険料控除等の状況は確認できない。

さらに、申立人が同僚として記憶している二人も申立期間における厚生年金保険の加入記録は確認できない。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除については、申立人に明確な記憶が無く、また、申立人は、C社から健康保険被保険者証を受け取っていないと思うと陳述している。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年1月7日から同年7月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には昭和26年1月7日から勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が作成し保管する社会保険記録台帳における失業保険被保険者資格の取得記録及び雇用保険の記録から、申立人が、申立期間のうち、昭和26年1月17日から同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、当該記録台帳を見ると、申立人は、昭和26年7月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、これはオンライン記録と一致する。

また、A社の現在の総務担当者は、「記録台帳を見ると、雇用保険に加入した後に厚生年金保険に加入している従業員が申立人以外にも複数いることが確認できるので、申立期間当時は、試用期間があったと思われる」と陳述している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に加入記録の有る複数の元従業員は、「入社と同時に厚生年金保険に加入しておらず、3か月から6か月の試用期間があった」と陳述しているところ、それら元従業員のうち3人は、自身の記憶している入社時期より1か月から4か月後に被保険者資格を取得していることから、同社では、申立期間当時、必ずしも採用後すぐには従業員を厚生年金保険に加入していなかったことがうかがえる。

加えて、申立人は、「入社時に、上司から、入社後3か月間は日雇い労働で

あると言われた」と陳述している。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から54年3月ごろまで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の標準報酬月額が実際より低く記録され、同期入社と同僚4人よりも低いことが分かった。申立期間はいずれもA社(現在は、B社)に勤務していたが、私はC職をしており、ほかの社員より給与を厚遇すると会社から言われていた。昭和51年までは20万円程度、52年以降は30万円程度の給与が支給されていたので、標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に、A社から月額20万円程度から30万円程度の給与を得ていたと申し立てている。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の申立期間における標準報酬月額は、同時期に被保険者資格を取得しているほかの元従業員とほぼ同額である。

また、当該被保険者名簿において申立期間に被保険者記録が有る複数の元従業員に照会したが、A社における自身の標準報酬月額に係る記録に不自然な点があると回答した者はおらず、そのうちの一人は、「申立人と同期入社であり、同じ職場であったが、昭和52年から53年当時の給与額は、時間外手当を含めても23万円から24万円が最高であり、48年当時はそれ以上の給与はもらっていない」と陳述している。

さらに、申立人が申立期間当時の部長であったとする者は、「申立人はC職をしていたが、就業規則の適用を受ける社員であり、一般社員と同じ給与、待遇であり、事業所の届出に過誤があったとは考え難い」と陳述している。

加えて、前述の被保険者名簿及びオンライン記録を見ても、申立人の申立期間に係る標準報酬月額がさかのぼって訂正された事跡は見当たらない。

このほか、申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 1 月 23 日から 38 年 3 月まで  
② 昭和 39 年 11 月 1 日から 41 年 8 月まで

私は、A社で昭和 36 年 2 月 4 日から 38 年 3 月まで勤務し、B市のC店でD業務の仕事をしていたのに、厚生年金保険の加入記録が 37 年 1 月 23 日までしかなく納得できない。

また、その後、F社で昭和 38 年 4 月 2 日から 41 年 8 月まで勤務し、E店でD業務の仕事をしていたのに、厚生年金保険の加入記録が 39 年 11 月 1 日までしかなく納得できない。

申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は同僚の名前を記憶していないため、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載のある同僚 20 人を抽出調査し、13 人から回答が得られたが、いずれの同僚からも、申立人が申立期間中も継続して勤務していたことをうかがわせる陳述は得られなかった。

なお、申立人の氏名を記憶していた 3 人の同僚のうちの 1 人は、「私は、昭和 37 年 3 月末で退職したが、申立人は私と同じころか少し前に辞めた」と陳述しているほか、別の同僚は、「昭和 37 年 4 月の社員旅行の写真には申立人は写っていない」と陳述している。

また、A社の現社長は、「当時の関係書類を消失したので、申立人の申立期間における勤務形態及び保険料控除について確認できないが、正社員である者を会社が勝手に途中で資格を喪失させることはないはずである」と陳述している。

さらに、申立人は、A社の退職時期及び申立期間における保険料の控除につ

いての記憶は明確でない。

申立期間②について、申立人は同僚の名前を記憶していないため、F社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記録のある同僚25人を抽出調査し、20人から回答が得られたが、いずれの同僚からも、申立人が申立期間中も継続して勤務していたことを確認することはできなかった。

また、上記同僚のうち、申立人と同じE店に勤務していたとする同僚は、「私は、申立人が退職するのでその後任として勤めないかと誘われ、昭和39年11月6日から勤務した」と陳述しており、また、同じE店に勤務していたとする別の同僚は、「私は、40年4月から勤務したが、申立人の名前には記憶が無い」と陳述している。

さらに、上記被保険者名簿を見ると、申立人は昭和39年11月1日付けでF社において被保険者資格を喪失し、同年11月7日付けで健康保険被保険者証を返却したことを示す記載のあることが確認でき、同名簿の記載内容に不自然な点もうかがえない。

加えて、申立期間当時の事業主は既に亡くなっており、また、F社も廃業していることから、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができなかった。

また、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間に係る厚生年金保険被保険者としての記録は無い。

このほか、申立人が申立期間①及び②において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年ごろから 46 年ごろまで

私は、昭和 45 年ごろから 46 年ごろにかけて A 社で事務員として 1 年未満勤務した。社会保険事務所（当時）で厚生年金保険の加入状況を確認したところ、同社での勤務期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない旨の回答があった。夫が亡くなった平成 12 年 12 月以後に社会保険事務所又は市役所の年金窓口で同社の社名が記載された書類を見たことがあるので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

事業主の親戚は、「申立人は、私の紹介で A 社に入社したので、勤務していたことは間違いないが、申立人の在籍期間は記憶していない」と陳述していることから、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社に在職していたことが推認できる。

しかし、A 社に係るオンライン記録から抽出調査した同僚は、「私は、A 社で『臨時』から『正社員』となった。臨時の期間は厚生年金保険には加入していない」旨を回答している。

また、自分自身の入社時期について具体的な陳述の得られた複数の同僚について、A 社における厚生年金保険の被保険者記録を調査したところ、いずれの者も入社から約 1 年後になって厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できることから、同社では、入社から一定期間経過後に資格取得手続をしていたことがうかがわれる。

さらに、商業登記簿を見ると、A 社は、平成 14 年 12 月 3 日に職権解散登記されており、申立期間当時の事業主も既に亡くなっていることから、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することはできなかった。



加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間に係る厚生年金保険被保険者としての記録は無い。

また、申立期間に係るA社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿（単票式）の健康保険の整理番号に欠番は無く、同名簿の記載内容に不自然な点もうかがえない。

なお、申立人は、「社会保険事務所又は市役所の年金窓口で同社の社名が記載された書類を見たことがある」と申し立てているが、当該書類について確認することはできなかった。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 6 月 10 日から 30 年 4 月 20 日まで  
② 昭和 30 年 10 月 21 日から 31 年 2 月 1 日まで

私は、昭和 26 年 4 月ごろに A 社（現在、B 社）の C 業務従事者をしていた母の紹介で同社に入社し、31 年 1 月末まで勤務した。しかし、厚生年金保険の加入期間が 30 年 4 月 20 日から同年 10 月 21 日までとなっている。同社が厚生年金保険の適用事業所となった 28 年 6 月 10 日から 30 年 4 月 20 日までの期間及び同年 10 月 21 日から 31 年 2 月 1 日までの期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は A 社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 28 年 6 月 10 日には既に同社に在籍していたと主張している。

しかし、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から所在が判明した同僚を抽出調査したところ、複数の同僚は、「会社が発足した昭和 28 年当時、7 人全員が住み込みで勤務していた。少なくともその中に申立人はいなかった」旨陳述している。

また、申立人と同年齢で資格取得日が同じである同僚は、「A 社には昭和 29 年 10 月ごろに入社したが、厚生年金保険に加入したのは 30 年 4 月 20 日だった」と陳述しており、同社では必ずしも従業員全員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、上記被保険者名簿の健康保険の整理番号に欠番は無く、また、同名簿の記載内容に不自然な点もうかがえない。

申立期間②について、申立人は、「A 社の C 業務従事者をしていた母親と同時期に退社した」としているところ、上記回答のあった同僚は、「私は、昭和

29年10月に入社したが、C業務従事者の人は翌年の秋ごろに辞めた」と陳述しており、申立人のオンライン記録の資格喪失日（昭和30年10月21日）と符合する。

また、上記複数の同僚は、申立人を明確に記憶しておらず、申立人の申立期間②に係る勤務実態及び保険料控除について確認することはできなかった。

さらに、申立期間①及び②について、B社の総務部は、「申立期間当時の資料が無く、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除については確認できなかった」旨陳述している。

加えて、上記被保険者名簿を見ると、申立人は昭和30年10月21日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したとされているところ、申立人の欄には健康保険被保険者証を返却したことを示す「証返」の記録が確認でき、同名簿の記録に不自然な点もうかがえない。

また、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間に係る厚生年金保険被保険者としての記録は無い。

このほか、申立人が申立期間①及び②について、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年ごろから48年ごろまで  
② 昭和48年ごろから49年ごろまで

私は、申立期間①において、知人が設立したB社のC工場で4年ほど働き、また、申立期間②において、D社の工場でA業務をしていた。両社ではいずれも給与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、社会保険事務所（当時）の記録では、加入記録が無いので、これらの申立期間を厚生年金保険の加入期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が勤務していたとするB社は、厚生年金保険の適用事業所であったとする記録は無く、また、同事業所の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も無い。

さらに、申立人は、B社の事業主の名字しか記憶していない上、同僚の氏名も記憶していないため、これらの者から申立人の勤務実態及び保険料控除を確認することはできなかった。

加えて、雇用保険の記録によると、申立人は、申立期間を含む昭和40年6月10日から50年2月1日までE社において被保険者であったことが確認できる。なお、オンライン記録によると、申立人は、同社において40年6月10日に被保険者資格を取得し、41年3月1日に資格を喪失しているが、同日以降に同社で被保険者となった記録は確認できない。

また、申立人の夫に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は申立期間を含む昭和36年10月1日から51年7月26日までは、夫の被扶養者であった旨の記録が確認できる。

申立期間②について、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から

抽出調査した同僚9人は、いずれも申立人が同社に勤務していたことを記憶しておらず、また、申立期間当時の事業主は既に亡くなっており、同社も既に解散していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除を確認することはできなかった。

さらに、前述のとおり、雇用保険の記録によると、申立人は、申立期間を含む昭和40年6月10日から50年2月1日までE社において被保険者であったことが確認できる上、申立人の夫に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は申立期間を含む36年10月1日から51年7月26日までは、夫の被扶養者であった旨の記録が確認できる。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間①及び②に係る厚生年金保険被保険者としての記録は無い。

このほか、申立人が申立期間①及び②において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年6月4日から28年10月1日まで

私は、遠縁の親戚が経営していたA社で3年間ほど寮生活をしながら勤務した。しかし、労働環境が良くなかったので昭和28年9月30日に退職した。健康保険被保険者証をもらった覚えがあり、保険料も継続して控除されていたはずで、厚生年金保険の加入期間が1か月というのは納得できないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和28年9月30日まで3年間ほどA社で勤務したと主張しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録により、申立人は、27年5月5日から同年6月4日まで同社において厚生年金保険に加入していることが確認できる。

しかしながら、申立人は、「相部屋で寮生活をともにしたとする同僚よりも先にA社を退職した」と陳述しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録によると、当該同僚は昭和27年9月11日に同社で厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年9月12日に別会社で被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、A社は、既に適用事業所ではなくなっている上、遠縁の親戚であった申立期間当時の事業主の所在が判明しないほか、申立期間の後に同社の代表取締役となっている同僚は、「高齢のため何も分からない」としていることから、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認することはできなかった。

さらに、寮生活をともにしていた上記同僚の所在が判明しないため、上記被保険者名簿から所在の判明した同僚9人に事情照会をし、6人から回答が得ら

れたものの、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認することはできなかった。

なお、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険整理番号に欠番は無く、また、同名簿の記載内容に不自然な点もうかがえない。

このほか、申立人が申立期間において事業主により厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 8 月 1 日から平成 14 年 6 月 2 日まで

私は、昭和 63 年 8 月から平成 14 年 6 月まで A 社に勤務していたが、社会保険事務所(当時)の記録では、その期間の標準報酬月額が当時の給料の約半分とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が作成し提出している給与振込額の資料を見ると、申立期間の給与振込額はオンライン記録の標準報酬月額のおおむね 2 倍となっていることが確認できる。

しかし、申立期間に A 社で申立人と同じく役員であった 4 名の標準報酬月額は、申立人と同額又はほぼ同額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが、ほかの役員の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない上、オンライン記録を確認しても、申立人を含む役員 5 名の標準報酬月額の記録内容に不自然さはなく、また、さかのぼって標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無い。

さらに、事業主は、保険料の負担を減らすため、オンライン記録の標準報酬月額に相当する報酬月額の届出を行ったことを認めており、その標準報酬月額に相当する保険料を納付したと回答している。

加えて、申立人が提出した平成 12 年分及び 13 年分の市民税県民税課税証明書の社会保険料の金額欄に記載された額並びに 14 年分の源泉徴収票の社会保険料等の金額欄に記載された額が、オンライン記録の標準報酬月額から算出した健康保険、介護保険及び厚生年金保険の保険料額合計額にほぼ等しくなることから、事業主は、オンライン記録の標準報酬月額に基づいた厚生年金保険料



を控除していたことが確認できる。

また、申立人は、「事業主との間で手取額をいくらにするという約束で給与を決めていたので、総支給額及び社会保険料の控除額は分からない」と陳述しており、申立人が提出した給与振込額の資料を見ると、給与総額が同じで標準報酬月額が引き上げられると、社会保険料の増加によって給与手取額は減少するはずであるが、標準報酬月額改訂月及びその前後の給与振込額に変化が無いことから判断すると、事業主は、申立人が陳述するように、決められた給与手取額を支給していたことが推察できるが、給与明細書等の資料が無い状況では保険料控除額を推測することは困難である。

このほか、申立人が申立期間においてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 2 月 24 日から 27 年 6 月 1 日まで  
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間にA社で勤務していたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人は、A社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張している。

しかしながら、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 26 年 12 月 20 日であり、申立期間のうち、同日より前の期間は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、A社の事業を承継するB社が保管する「昭和 27 年 8 月 1 日時点の厚生年金保険、健康保険及び被保険者台帳」では、申立人は、昭和 27 年 6 月 1 日に被保険者資格を取得しており、この資格取得日は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の資格取得日の記録と一致している。

さらに、申立人は、A社では、同社C営業所で勤務し、同営業所において同じ時期に勤務を共にした複数の従業員の名前を挙げているが、このうち一人は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と同じ昭和 27 年 6 月 1 日に被保険者資格を取得していることが確認でき、別の一人についても、同名簿から、同日から 4 か月後の同年 10 月 1 日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年ごろから 35 年ごろまで  
② 昭和 37 年ごろから 40 年ごろまで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間①及び②の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間①については、事業所名を明確に覚えていないが、「E社、F社、G社」のいずれかの事業所名でB市にあったA社に勤務し、申立期間②については、C市にあったD社に勤務していたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「E社、F社、G社」のいずれかの事業所名でB市にあったA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張している。

しかしながら、申立人が陳述する事業所在地において、「E社、F社、G社」のいずれの事業所名でも、申立期間①当時に、社会保険事務所における厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、申立人は、「A社の工場では、当時、15人ほどの者が働いていた」と陳述しているが、事業主の名前を記憶していない上、名字のみが分かる同僚2人の名前を挙げるにとどまっていること、及び事業所名がはっきりしないために、事業所の所在地を管轄する法務局において、商業登記の記録を文書照会できないことから、事業主及び同僚等の連絡先は不明であり、申立人の当該事業所における勤務の状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

申立期間②について、申立人は、C市にあったD社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張している。

しかしながら、申立人が陳述する事業所在地において、D社は、申立期間②当時に、社会保険事務所における厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、公共職業安定所においても雇用保険の適用事業所としての記録は無い。

さらに、申立人は、「D社の工場では、当時、100人ほどの者が働いていたように思う」と陳述しているが、事業主及び同僚の名前を記憶していないこと、及び申立人陳述の事業所在地を管轄する法務局において、同事業所に係る商業登記の記録は無いことから、事業主及び同僚等の連絡先は不明であり、申立人の同事業所における勤務の状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、オンライン記録で、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間①及び②における厚生年金保険の被保険者記録を確認することはできなかった。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 1 月から 44 年 2 月 3 日まで

社会保険事務所(当時)にA社での厚生年金保険の加入状況について照会したところ、資格取得日が昭和 44 年 2 月 3 日となっていた。しかし、同社に入社したのは 43 年 1 月と記憶しており、49 年 8 月 5 日まで継続して勤務していた。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言により、申立人は、申立期間について、A社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は、平成 6 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、関係資料は残されておらず、当時の事業主も既に死亡しているため、申立人の同社における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、公共職業安定所において、申立人のA社における雇用保険の加入記録は厚生年金保険の加入記録と符合しており、申立期間に係る雇用保険の加入記録は無い。

さらに、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細などの資料は無く、申立人は、保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶も無い。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で、申立期間に健康保険の整理番号に欠番は無く、同名簿に不自然な点は見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 3 月ごろから 43 年 10 月ごろまで

私は、申立期間においてA社B工場内にあったC社で勤務していたが、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、勤務していた期間において同社に係る記録は無く、私の記憶にない事業所（D社）で厚生年金保険の加入記録がある旨の回答を得た。当該記録には納得できないので、申立期間について、C社の厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にC社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張している。

しかし、健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立期間当時にC社で勤務していたことが確認できる従業員 24 名に文書照会したところ、15 名から回答があり、全員が「申立人を知らない」と陳述している。

また、C社には、申立期間当時の人事記録等が保管されていないため、申立人の同社における在籍及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人はC社に係る身分証明書を資料として提出しているところ、同社は、「当時、A社B工場へ出入りするための証明書は、当社の協力会社にも当社の名前で申請して発行してもらっていた」と回答していることから、申立人から提出された身分証明書は、必ずしも同社における在籍を示すものではないと考えられる。

加えて、申立人の申立期間に係る雇用保険の記録は、D社における加入記録は確認できるものの、C社における雇用保険の記録は無く、また、申立人のD

社における厚生年金保険の加入記録と雇用保険の加入記録は一致していることから、申立期間のうち、昭和42年3月27日から同年9月27日までの期間について、申立人がC社に在籍していたとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主（C社）により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 1 月 1 日から同年 6 月 1 日まで  
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社には、昭和 46 年 1 月から勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社に入社後まもなく、C業務免許取得のため、会社の費用負担でB校に1か月ぐらい通っていた」と陳述しており、B校が提出した卒業証明書発行台帳(申立人の住所欄には、A社の住所地が記載されている)により、申立人は、昭和 46 年 6 月 14 日に同校を卒業したことが確認できることから、申立人は少なくとも、同時期のおよそ1か月前には同社に在籍していたことが推認できる。

しかしながら、公共職業安定所における申立人に係る雇用保険の記録は、被保険者資格の取得日が昭和 46 年 6 月 1 日、離職日が 47 年 1 月 20 日であることが確認でき、これは、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日と一致している。

また、申立期間当時、A社で厚生年金保険の加入記録を有する複数の同僚についても、雇用保険と厚生年金保険の被保険者期間がほぼ一致していることが確認できる。

さらに、A社は、昭和 48 年 8 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。



加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間の前後の健康保険整理番号に欠落は無く、同名簿に不自然な点は見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。